

第 1 2 回協議会

令和 8 年度猪名川・藻川の大規模氾濫に関する減災対策協議会

(参考資料：関連する資料の情報共有)

- 1) 防災・減災対策等強化事業推進費リーフレット【令和 8 年度版】(P.1-4)
- 2) 自然災害伝承碑 (国土地理院パンフレット) (P.5-9)
- 3) TEC-FORCE と災害対策用機械 (パンフレット等) (P.10-45)
- 4) NIPPON 防災資産について (P.46-54)

「防災・減災対策等強化事業推進費」 ～災害対策や防災・減災対策を推進する公共事業に緊急予算を支援～

■ 制度の趣旨

国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度当初に想定し得ない災害や事故等の突発的な事象が発生した際に、**各省庁が所管する公共事業へ年度途中に予算※1を配分し、緊急的かつ機動的に防災・減災対策※2を強化する制度**です。

※1 当初予算の編成段階において予算の目を定めない「目未定経費」

※2 防災・減災対策に資するハード対策を対象

＜第三次国土形成計画＞

目指す国土の姿

「新時代に地域力をつなぐ国土」

- 安全・安心な国土づくり
(災害等に屈しないしなやかで強い国土)
- 分野の垣根を超える横串の発想

■ 推進費の対象事業

一定の計画等※3に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業で、早期実施により効果が適切に発現するものが対象です。

※3 「事前防災対策事業」は、防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画とし、「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の「要求書」をもって計画とします。

災害対策事業

災害を受けた地域等において、**災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策**

公共交通安全対策事業

交通インフラにおいて、**社会的影響の大きい想定外の重大事故等が発生した場合の対策(安全性の向上)**

事前防災対策事業

突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題に対する想定外の追加対策等(公共交通の安全確保を含む)

【対象事業主体】 国(関係する所管独立行政法人を含む)、地方公共団体等※4

※4 民間事業者が対象となり得る補助事業の規定を満たす事業への配分が可能です。

■ 令和8年度配分計画(案)

【予算】 139億円 (国費ベース)

【募集・配分スケジュール(予定)】

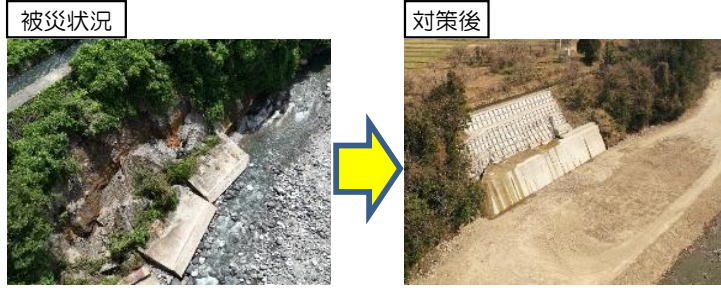
区分	募集期間	配分時期
第1回	4月1日(水)～5月7日(木)まで	6月下旬
第2回	5月8日(金)～7月16日(木)まで	9月下旬
第3回	7月17日(金)～10月9日(金)まで	11月下旬

- ・本推進費は、年3回の配分を予定していますが、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。
- ・要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては、募集期間・配分時期等が変更となる場合があります。
- ・「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」への配分が優先されます。

災害対策事業

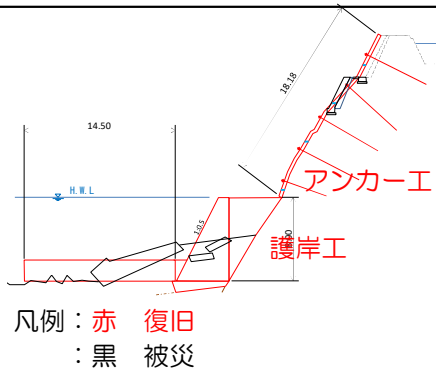
①公共土木施設の被災要因となった異常な自然現象が災害復旧事業の採択要件を満たさない場合の対策

(河川事業の例)

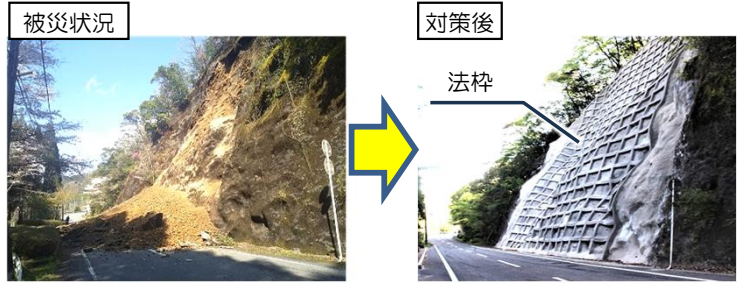


降雨による出水で護岸が崩落したが、災害復旧事業の採択要件（はん濫注意水位以上の水位）を満たさないため、緊急的に実施する護岸復旧を推進費により支援。

雨水を要因とする擁壁背面の間隙水圧上昇により、地盤強度が低下して斜面の滑動が生じた結果、護岸が崩落。
推進費を活用してアンカー工及び護岸工による護岸復旧を実施。

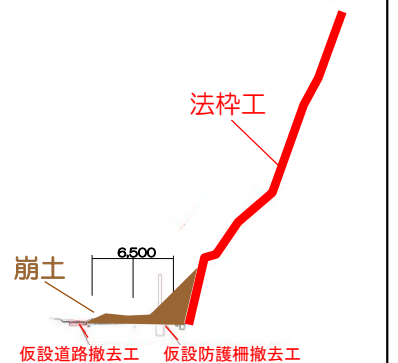


(道路事業の例)



崖崩れが発生したが、災害復旧事業の採択要件（最大24時間雨量80mm以上または時間雨量20mm以上）を満たさないため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。

モルタル吹付面の亀裂から浸入した雨水が凍結融解により地盤内に亀裂を生じさせた結果、崖崩れが発生。
推進費を活用して仮設道路等の撤去及び法枠工による法面对策を実施。



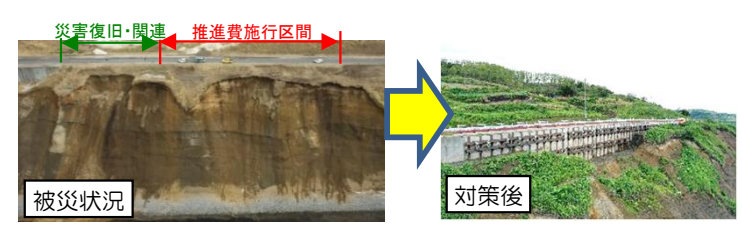
②災害復旧事業を契機として再度災害防止対策を災害復旧事業と一体的に行う場合の対策

(海岸事業の例)



津波で被災した堤防の原形復旧に併せて再度災害防止対策を行うため、緊急的に実施する嵩上げを推進費により支援。

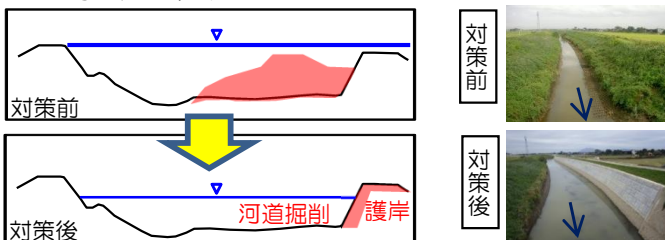
(道路事業の例)



海岸浸食で被災した災害復旧事業の隣接箇所についても、風化・浸食で崩壊範囲が拡大しており、道路に影響を及ぼすおそれがあるため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。

③異常な自然現象により公共土木施設は被災していないものの地域は被災した場合の対策

(河川事業の例)



降雨による越水で公共土木施設は被災しなかったが、地域で浸水被害が発生したことから、緊急的に実施する河道掘削及び護岸工を推進費により支援。

(道路事業の例)

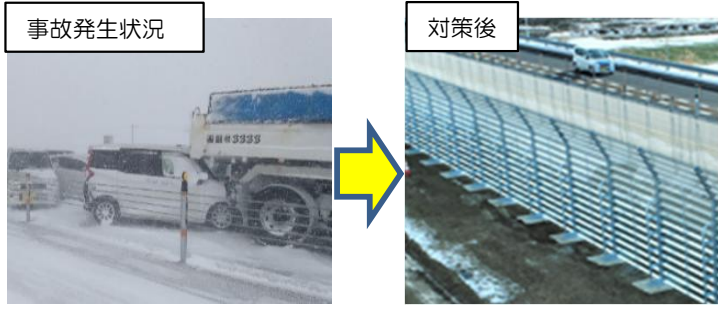


岩盤の風化による落石で公共土木施設は被災しなかったが、道路の通行規制が発生したことから、緊急的に実施する落石防護対策を推進費により支援。

※他地域の被災を契機として、災害対策に係る事業を緊急的に実施する地域も推進費の活用が可能。

公共交通安全対策事業

① 死傷者を伴う事故等、社会的影響の大きい事故への対策



自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故が発生したことを受けて、緊急的に実施する事故発生区間における防雪柵等の設置を推進費により支援。

② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

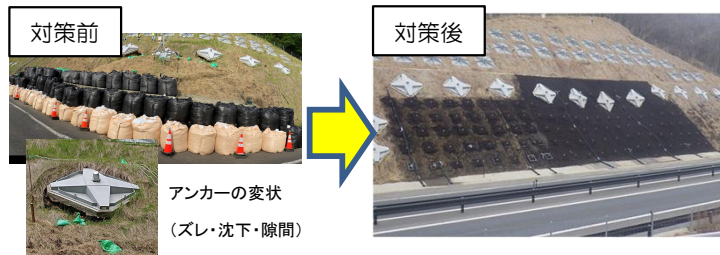


通学路での死傷事故を受け、関係者による緊急点検・対策検討を行い、ソフト対策を強化。あわせて緊急的に実施する危険箇所における防護柵等の設置を推進費により支援。

事前防災対策事業

① 突発事象型

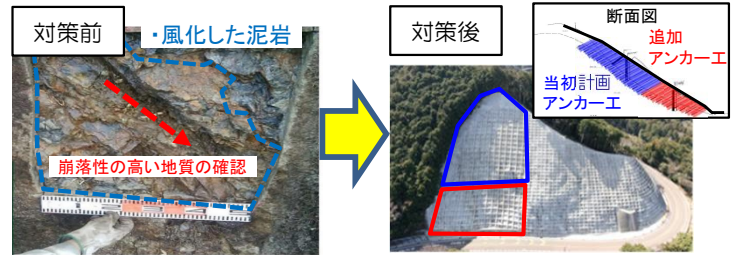
突発的な事象が発生し緊急的な対策を必要とする箇所、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策



供用中の緊急輸送道路の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を推進費により支援。

② 追加対策型

工事中に新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

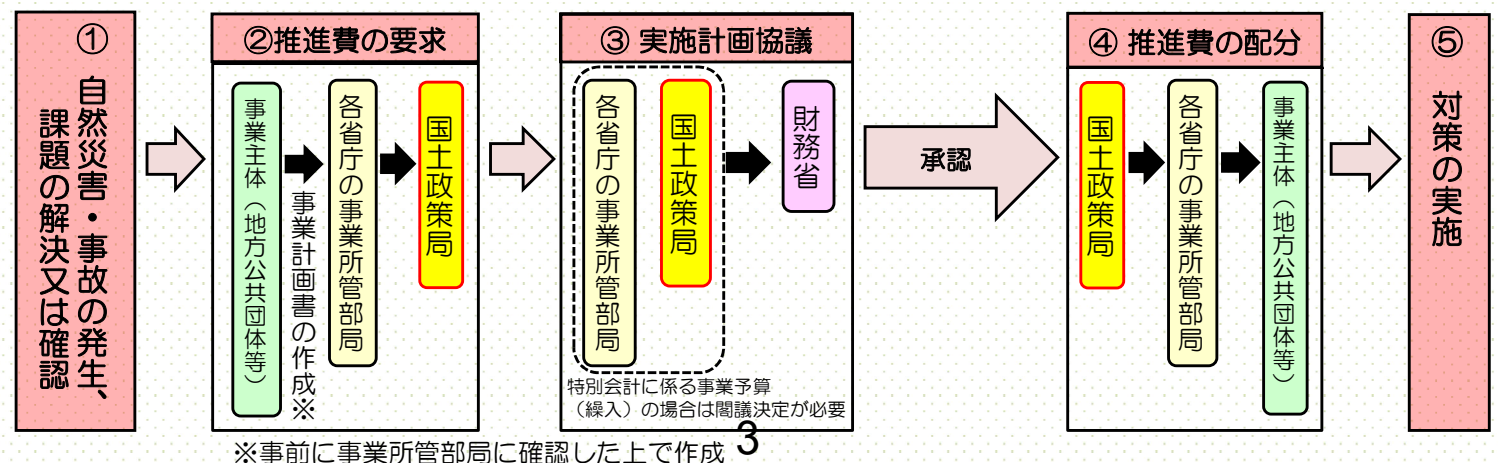


一般国道における法面対策工の施工中に、アンカーの施工予定範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、緊急的に実施する追加のアンカー工を推進費により支援。

③ 課題解決型

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

自然災害の発生等から対策実施までの流れ



■留意事項

(1) 要求における留意点

- ・ 各省庁が所掌する各事業(直轄・補助)に配分する予算であるため、要求の前提として、配分する各事業の採択要件を満たす必要があることのほか、地方公共団体が単独で実施する事業(国費補助を受けない事業)への配分はできません。

(2) 対象事業の留意点

- ・ 新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであることが必要です。
- ・ 公共事業関係費のうち、「災害復旧等事業」及び「交付金事業のうち事前防災対策事業(課題解決型)」は対象外です。
- ・ 単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できません。
- ・ 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には配分できません。
- ・ 推進費は、財務大臣の実施計画協議の承認を経て予算を配分することから、配分前に事前着手した対策費用は要求できません。

(3) 国庫補助率等は対象事業の規定に従います

- ・ 国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は事業所管部局で定められた対象事業の規定に従います。推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

(4) 必要に応じ測量設計費、用地費及び補償費等の要求も可能

- ・ 測量設計費、用地費及び補償費等は、対象事業の必要な範囲に限り、本工事費とあわせて要求できます。なお、本工事費以外の費目(測量設計費、用地費及び補償費等)のみの要求はできません。

(5) 明許繰越は必要に応じ可能

- ・ 年度内に完了することを原則としていますが、天候不順や入札不調など、申請時には想定し得なかったやむを得ない事由が発生した場合に限り、繰越制度(明許)の利用が可能です。

(6) 目的外への流用は不可

- ・ 配分を受けた事業以外の事業への流用はできません。また、当該事業においても要求時の目的外の工事へ流用はできません。

(7) 流域治水型の原形復旧による災害復旧事業

- ・ 「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業(住宅局所管、都市局所管)に本推進費の活用が可能です。

(8) 事前防災対策事業の留意点

- ・ 事業推進により早期に防災・減災効果を発揮する事業であって、事業を行おうとする地方公共団体において、各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られている必要があります。
- ・ 事前防災対策の対象事業は、社会資本整備重点計画(第六次計画)の重点目標の向上に資する事業であること等※の条件を満たす必要があります。

※対象となる重点目標等の詳細については、取扱要領を参照。

■お問い合わせ窓口

国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室(防災・減災対策等強化事業推進費 担当)
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階
TEL: 03-5253-8360 (直通)

※国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

(ホーム >> 政策情報・分野別一覧 >> 国土政策 >> 4 防災・減災対策等強化事業推進費)
https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html

過去の災害を学ぶ「自然災害伝承碑」

～災害から身を守る、先人からの教え～

令和元年6月に掲載を開始し、令和8年4月30日時点で、2,442基を公開しています。

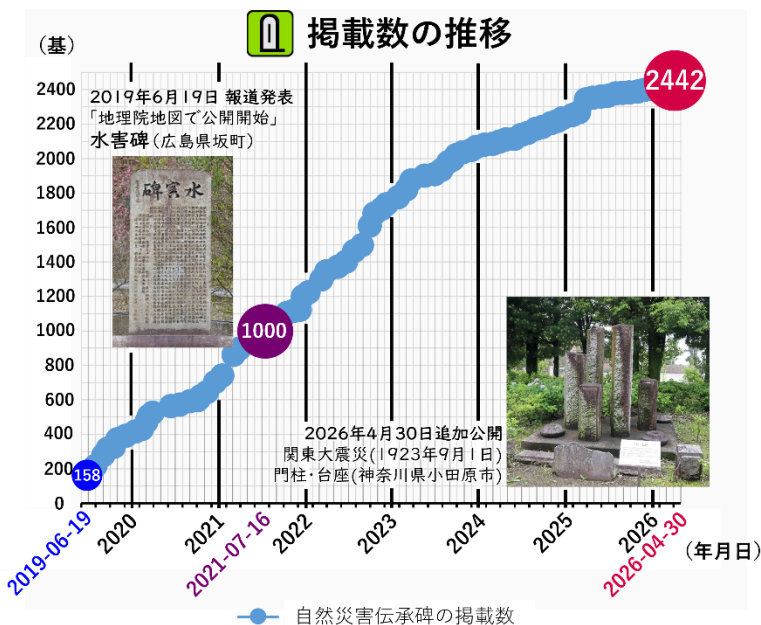
「自然災害伝承碑」とは？

- ◆ 過去に発生した地震、津波、洪水、土砂災害、高潮、火山災害等の**自然災害に関する事柄**（災害の様相や被害の状況など）が**記載**されている石碑やモニュメントです。
- ◆ 自然災害伝承碑の情報を**地理院地図**等に**掲載**することにより、過去の**自然災害の教訓**を**地域の方々**に適切にお伝えするとともに、教訓を踏まえた**的確な防災行動**による**被害の軽減**を目指します。



自然災害伝承碑の取組はこちら

掲載分布図・掲載数の推移



自然災害伝承碑が過去の自然災害を学ぶきっかけづくりとなり、実際に過去の教訓が地域で活用されるよう、ホームページへの利活用事例の掲載を進めてまいります。

地図に掲載されていない自然災害伝承碑に関する情報がございましたら、最寄りの地方測量部（支所）もしくは該当市区町村へ情報提供をお願いします。

問い合わせ先【掲載等】： 国土地理院 各地方測量部(支所)

問い合わせ先一覧 https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_info.html

問い合わせ先【取組全般】： 国土地理院 自然災害伝承碑グループ E-mail: gsi-denshou+1@gxb.mlit.go.jp



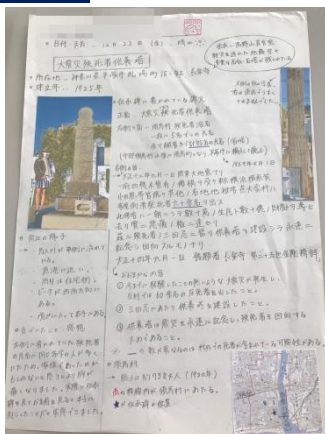


防災教育をはじめとして、さまざまな用途で活用できます

自然災害伝承碑の利活用事例を当院ホームページで紹介しています。
https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi_utilization.html



活用事例1 神奈川県立大磯高校



神奈川県立大磯高校では、日本史の授業において、史資料を交えて、関東大震災をテーマとした地域学習の授業が展開された。その中で、**関東大震災の被害や教訓を伝える題材の一つに自然災害伝承碑を取り上げ**、生徒が地域の被災状況や人々が何を残そうとしたのかをまとめるレポート課題が出された。

学校における学習教材

地理・歴史や小学校社会科等の教材に利用することで、身近な災害履歴を学ぶ

地域探訪の目標物

歩こう会などでの探訪コースの目標物とすることで、参加者が地域を歩きながら、過去の災害情報に触れる機会を創出

防災地図の素材

地域住民や児童生徒が、自然災害伝承碑の情報などを素材とした**防災地図**を作成することで、地域の防災意識が向上

活用事例2 秋田県能代市



秋田県能代市で定期的に行われている「地元探訪まちあるき」において、地理院地図に掲載されている**自然災害伝承碑（7カ所）**を探訪するイベントを開催した。現地ガイドもあり、参加者が地域を歩きながら自然と過去の災害情報に触れる機会を創出した。

活用事例3 新潟県糸魚川市



<https://www.city.itoigawa.lg.jp/item/21785.htm>

新潟県糸魚川市の「防災ハンドブック」では、先人が自然災害の様子や教訓を石碑などに刻み、**後世の私たちに遺したものとして、自然災害伝承碑を紹介している。ハザードマップでも自然災害伝承碑が記載され**、防災意識の向上を図っている。

近畿の自然災害伝承碑例

地震・津波（代表事例）

大地震両川口津浪記
(大阪府大阪市)



1854年12月24日の安政南海地震後に発生した津波によって、安治川・木津川等に停泊する船に避難した人々が大きな被害を受けた。1707年に発生した宝永地震の時に起きた同様の災害の教訓が生かされなかったことを、後世への戒めとして残すため建立されている。

北海道地震津波潮位標識
(和歌山県田辺市)



昭和21年(1946)12月21日午前4時19分に発生した北海道地震(昭和南海地震)により襲来した津波の、当地における潮位を記録したもの。田辺港では津波は会津川に沿って遡上し、付近の民家が浸水し、29戸の建物が全壊、54戸が流失した。

慰霊と復興のモニュメント・
1.17希望の灯り
(兵庫県神戸市)



平成7年(1995)1月17日に発生した阪神・淡路大震災は6,437名の死者・行方不明者を出した。震災を記憶し、復興の歩みを後世に伝え、犠牲者の慰霊と市民への励まし、大規模災害に対する世界的規模での連帯による復興の意義をアピールする。

洪水（代表事例）

明治二十九年洪水石標
(滋賀県大津市)



明治29年(1896)9月3日から12日の間に1008ミリの雨量を記録し、県内で死者・行方不明者34名などの大きな被害をもたらしている。碑の下の石垣には、このときの琵琶湖大洪水時の水位が横線で刻まれている。

大塚切れ洪水記念碑
(大阪府高槻市)



大正6年(1917)10月1日、台風による大雨で淀川の水位が上昇し、高槻市大塚町の堤防が200mにわたって決壊した。家屋は流され、倒壊し、死傷者は数十人にのぼった。後世への戒め「居安必勿忘危(安楽に暮らしていても、絶対に危機のあることを忘れてはならない)」が碑文に刻まれている。

風災記念碑
(兵庫県尼崎市)



昭和9年(1934)9月21日に阪神間を直撃した室戸台風の暴風雨により、現尼崎市域での死者・行方不明者は146名にのぼった。小田第一尋常小学校(現下坂部小学校)の児童たちは風雨の中を登校したものの、木造校舎が倒壊し多数の児童が下敷きとなり、8名が亡くなった。

土砂災害（代表事例）

山津波復興記念碑
(滋賀県大津市)



昭和10年(1935)6月28日からの豪雨により、翌29日に比叡連峰の一角から土石流が発生し、山中町の集落を飲み込んだ。その被害は流失全壊家屋16戸、半壊10戸、浸水47戸、重軽傷者48名と記録されている。

南山城水害記念碑
(京都府相楽郡南山城村)



昭和28年(1953)8月14日、夕方から降り始めた雨は、段々と勢いを増し、翌15日未明に旧大河原村・旧高山村の各地で大規模な土石流が発生した。中小の河川は土石流に見舞われ、民家や田畑の流失被害も甚大であり、死者・行方不明者は54名にまでのぼった。

紀伊半島大水害慰霊碑
(奈良県五條市)



平成23年(2011)9月4日、台風23号による豪雨(紀伊半島大水害)により熊野川右岸の山腹が崩落。これにより対岸の宇井地区に土砂や河川の水が到達し、8名が死亡、3名が行方不明となった。この災害を後世に伝え、地域の発展を願って慰霊碑が建立された。

「自然災害伝承碑」について

- ◆ 過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメントです。
- ◆ 当時の被災状況を伝えると同時に、当時の被災場所に建てられていることが多く、地図を通じて伝えることは、地域住民による防災意識の向上に役立つと期待されます。
- ◆ 2万5千分1地形図に地図記号として掲載をしているほか、地理院地図ではアイコンをクリックすることで、碑の写真や伝承する災害名、伝承内容などを確認できます。



地図記号



※以前は、概念的に記念碑 []（ある出来事や人の功績などを記念して建てられた碑やモニュメント）に含まれていました。



地理院地図
表示アイコン



地理院地図（自然災害伝承碑を表示）

水害碑

概要	
碑名	水害碑
災害名	洪水・土石流 (1907年7月15日)
災害種別	洪水・土砂災害
建立年	1910
所在地	広島県安芸郡坂町小屋浦 四丁目
伝承内容	明治40年(1907)7月15日、数日来降り続いた豪雨により天地川や総頭川で土石流が発生した。この未曾有の大災害により、小屋浦地区では43戸の家屋がつぶれ、44名の命が奪われた。 関連外部サイトへのリンク集
制限事項	

ID:34309-002



自然災害伝承碑ホームページ

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）

平成30年7月豪雨により発生した土砂災害で多くの犠牲者が出た広島県坂町では、100年以上前の大水害の被災状況を伝える石碑が現地に建立されていたものの、地域住民にその内容が十分に伝承されていませんでした。

このような経験から、**過去の自然災害の教訓を適切に伝承**するとともに、**教訓を踏まえた的確な防災行動による被害の軽減**をめざし、国土地理院で情報の整備と公開を開始しました。



写真提供：大阪府警察

【水害碑（広島県坂町）の伝承内容】

明治40年（1907）7月15日、数日来降り続いた豪雨により天地川や総頭川で土石流が発生した。この未曾有の大災害により、小屋浦地区では43戸の家屋がつぶれ、44名の命が奪われた。

平成30年7月豪雨当時、避難勧告を受けた小屋浦地区の住民の避難率は、坂町全体の半分程度にとどまっていた。



いのちとくらしをまもる
防災減災

令和 7 年 6 月 6 日
水管理・国土保全局 防災課
大臣官房参事官（運輸安全防災）

TEC-FORCE の増強と多様な主体との連携強化による 被災自治体への新たな応援体制を構築します ～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

令和 7 年 6 月 4 日の「災害対策基本法等の一部を改正する法律」の公布・一部施行を受け、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化により、被災自治体への新たな応援体制を構築していきます。

1. 背景

TEC-FORCE は平成 20 年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきました。

能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になります。

このため、国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCE の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制の構築を進めていきます。

2. 概要

（1）TEC-FORCE 予備隊員

- ・新たに創設する「TEC-FORCE 予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、TEC-FORCE としての応援体制の強化を図ります。

（2）TEC-FORCE パートナー

- ・災害時に活躍いただいている民間企業等を TEC-FORCE パートナーとして位置づけ、広域的な被災自治体応援においても TEC-FORCE と一体的に活動を展開できるよう、災害協定の拡充を進めます。

（3）TEC-FORCE アドバイザー

- ・被災地で学識者から速やかに技術的助言をいただく新たな枠組み「TEC-FORCE アドバイザー制度」を創設し、事前に委嘱することで技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保します。

（4）都道府県等との連携

- ・国全体の災害対応力を高めるために、平時から都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修などを実施することで連携を強化し、被災地における一体的な活動を促進します。

（問合せ先）

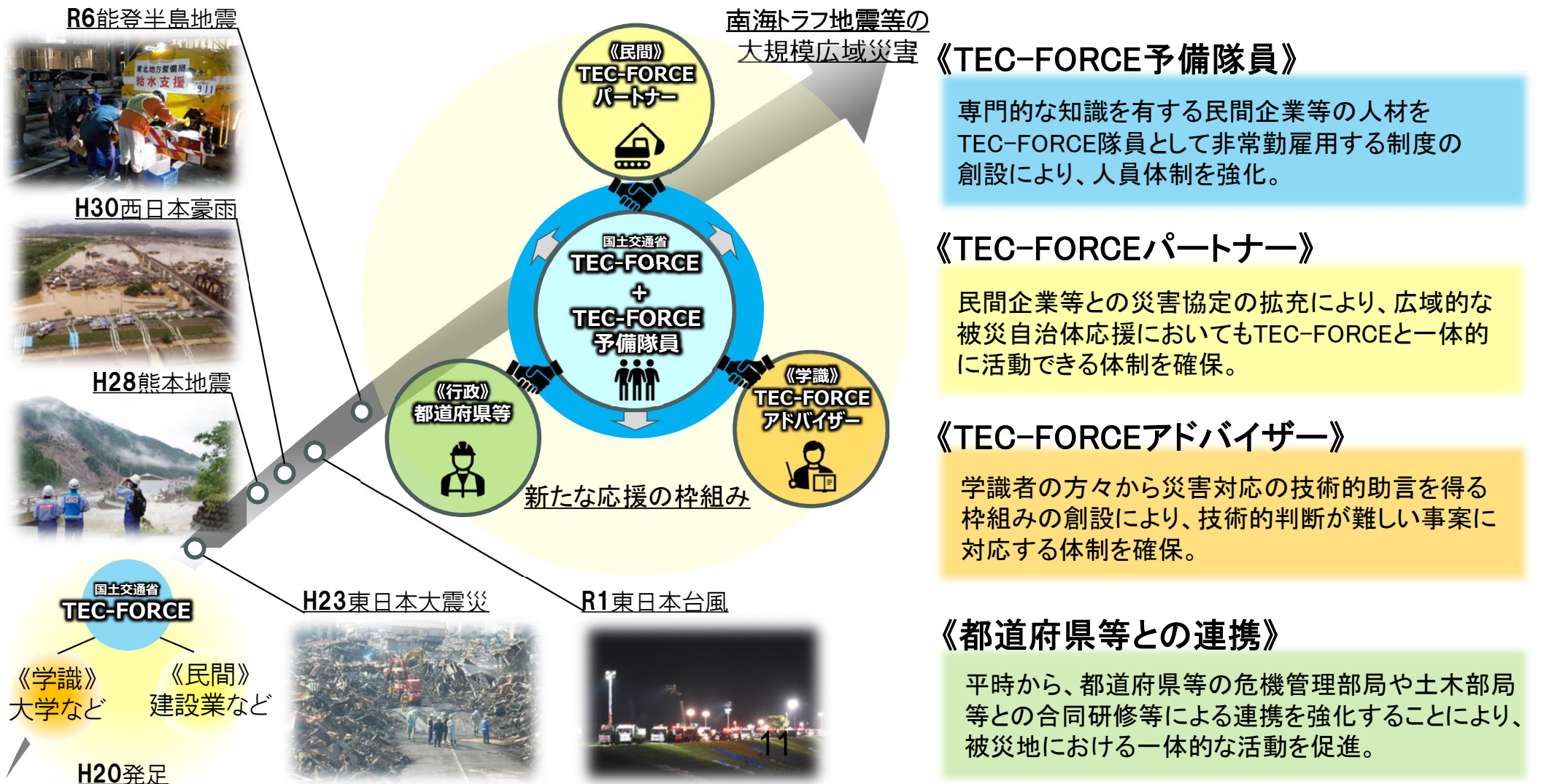
水管理・国土保全局防災課 課長補佐 林、係長 朝山

代表：03-5253-8111（内線：35739、35745） 直通：03-5253-8457



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

- TEC-FORCEは平成20年の発足以来、東日本大震災や西日本豪雨など様々な災害における現場対応を積み重ね、蓄積した知見を次なる災害対応に活かすことで着実に備えを充実してきた。
- 能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になる。
- 国土交通省の持つ現場力・総合力を活かした被災自治体への応援の強化に向け、TEC-FORCEの増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化による新たな応援体制を構築していく。



《TEC-FORCE予備隊員》

専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE隊員として非常勤雇用する制度の創設により、人員体制を強化。

《TEC-FORCEパートナー》

民間企業等との災害協定の拡充により、広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的に活動できる体制を確保。

《TEC-FORCEアドバイザー》

学識者の方々から災害対応の技術的助言を得る枠組みの創設により、技術的判断が難しい事案に対応する体制を確保。

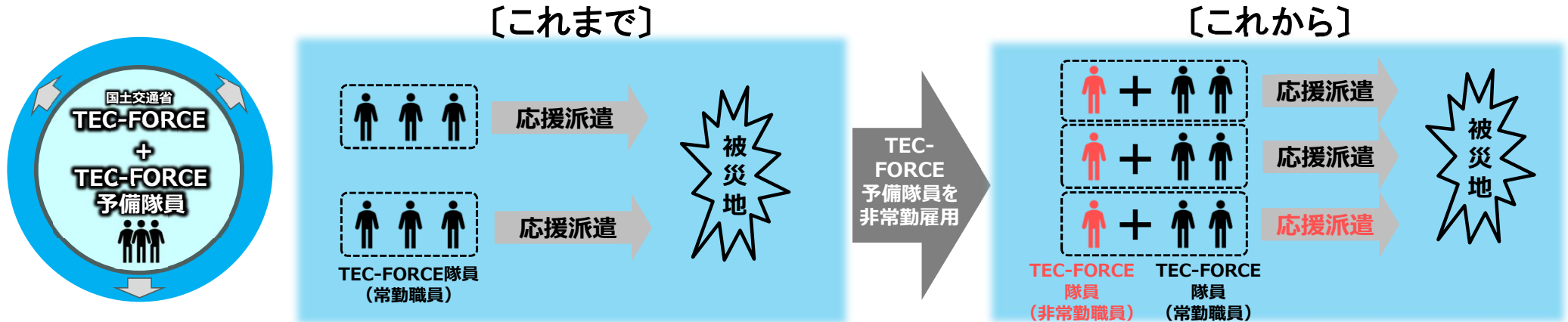
《都道府県等との連携》

平時から、都道府県等の危機管理部局や土木部局等との合同研修等による連携を強化することにより、被災地における一体的な活動を促進。

～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

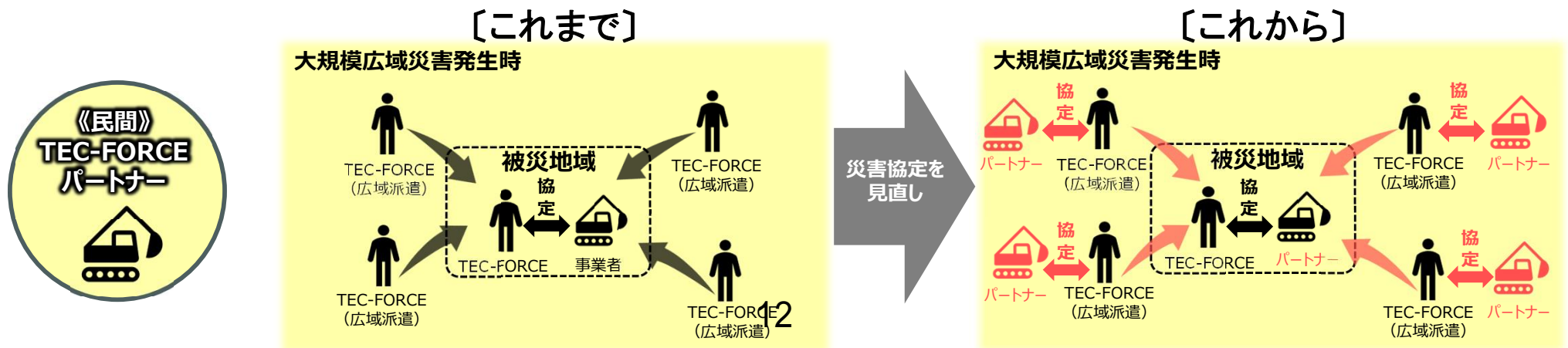
《TEC-FORCE予備隊員》

- 大規模災害時における被災地の応援ニーズに応えるため、TEC-FORCEのさらなる応援体制の強化が必要。
- このため、新たに創設する「TEC-FORCE予備隊員」制度により、専門的な知識を有する民間企業等の人材を募集・採用し、災害時に国家公務員(非常勤職員)として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図る。



《TEC-FORCEパートナー》

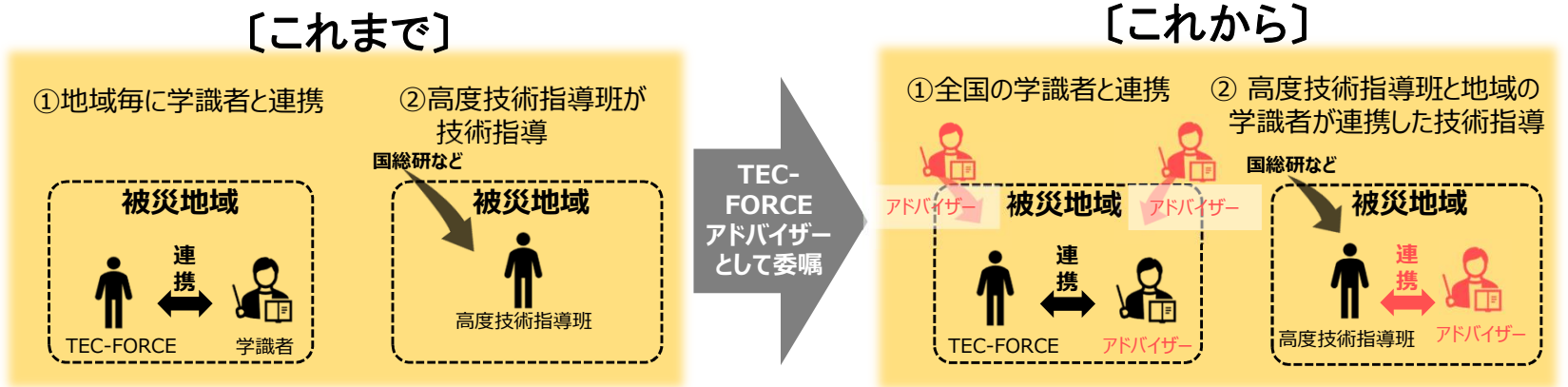
- 現行の災害協定は必ずしも管外派遣・自治体応援を想定していないため、大規模広域災害における円滑な自治体応援に向け、**災害協定を見直し**、**応援の範囲を支分部局管外・被災自治体応援まで拡大**。
- 国土交通省の要請により活動する企業・団体等をTEC-FORCEパートナーと位置付け、**広域的な被災自治体応援においてもTEC-FORCEと一体的な活動を展開**。



～大規模広域災害に備え、災害対応力を格段に引き上げ～

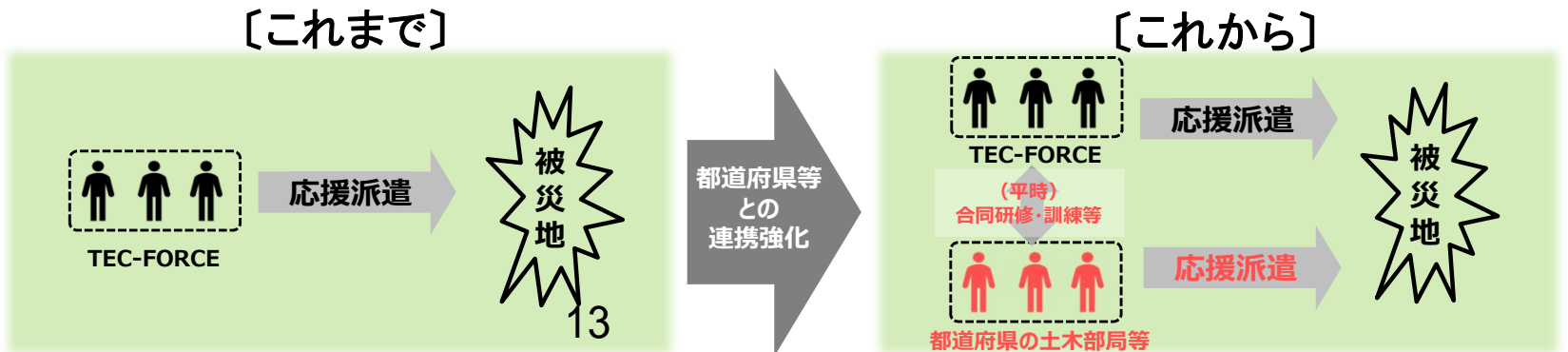
《TEC-FORCEアドバイザー》

- 大規模広域災害の発生時には被災箇所が膨大となるなか、後発災害に備えるための災害応急対策や早期復旧に向けた技術的助言のニーズが高まることが想定され、これらのニーズに迅速に応えるためには、多くの学識者の協力が不可欠。
- このため、被災地で学識者から速やかに技術的助言をいただく新たな枠組み「TEC-FORCEアドバイザー制度」を創設し、事前に委嘱することで技術的判断が難しい事案に即応する体制を確保。
- また、地域の学識経験者との連携の強化により、大規模広域災害時のみならず災害時のTEC-FORCE高度技術指導班による活動がより円滑かつ効果的になることも期待される。



《都道府県等との連携》

- 都道府県等の危機管理部局や土木部局等との連携を強化し、大規模災害時にTEC-FORCEと都道府県等が公共土木インフラなどに係る災害対応（被災状況調査等）において協働できるよう、以下の取組の促進により応援体制を強化。
- [要請者]市区町村等は、国土交通省に加え、協定等の枠組みにより都道府県等に派遣要請を行うことを想定した受援計画策定等を検討。
- [応援者]TEC-FORCEと都道府県等の土木部局が、被災地において連携して自治体応援が行えるよう平時から研修・訓練等を実施。





災害時に技術的支援等を行う専門家集団



TEC-FORCE

緊急災害対策派遣隊

Technical Emergency Control FORCE

国土交通省
TEC-FORCE
Technical Emergency Control FORCE



テックフォース

国土交通省TEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)は、大規模自然災害が発生した場合、発生する恐れがある場合に被災自治体に派遣し「被害状況の迅速な把握」や「被害の発生及び拡大の防止」、「被災地の早期復旧」等の支援を行います。

被災状況の把握

隊員を派遣し、被害状況を調査します



災害が発生すると、TEC-FORCE隊員(国土交通省職員)が被災地へ出動。迅速に被災状況の調査や、土砂災害危険箇所・建物危険度判定等の点検を実施、報告書を作成します。



土砂災害調査



建物の危険度判定等点検支援



災害対策用ヘリ、ドローンを用いた調査

支援内容

- ①災害対策用ヘリ等による上空からの被災状況調査
- ②現地調査による被災状況調査(河川、道路、砂防他)
- ③土砂災害危険箇所、建物の危険度判定等点検の支援
- ④リエゾン(現地情報連絡員)派遣による情報収集



調査結果をとりまとめ報告

被災状況の
把握

現地情報連絡員(リエゾン※)を 自治体へ派遣します

災害時には、連絡窓口として国土交通省職員を被災自治体へ派遣し、**相互の情報共有**を図り、災害対策・災害復旧支援を行います。



自治体の本部会議に出席



マスコミ対応

【近畿地方整備局 災害対策本部】



①リエゾンを派遣

②情報共有

③災害対策・支援

《被災自治体》

災害発生

- ・人的被害
- ・ライフライン被害
- ・インフラ被害
- ・避難状況
- ・物流状況等・・・

リエゾンの具体的な任務

- ・被災自治体の被害情報、及び応急活動情報等の収集
- ・近畿地方整備局災害対策本部への情報伝達
- ・地方整備局所管施設の被災情報・復旧状況等の情報提供
- ・TEC-FORCEや災害対策用機械の支援要請に対する調整
- ・現地でのマスコミ対応
- ・被災地方公共団体の災害対策本部会議への参加

※リエゾンとは、フランス語で「連絡」、「連携」、「橋渡し」又は「繋ぐ」という意味があります。

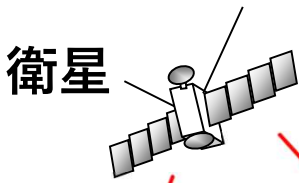
**被害の
拡大防止**

被害拡大防止のための 支援を行います。

被害の拡大防止のため、TEC-FORCE隊員（国土交通省職員）が被災地にて復旧方法の助言・指導を行います。また、被災箇所を衛星通信車やKu-SATにより24時間監視できる体制を構築します。



復旧方法など自治体への技術的助言



衛星



衛星通信車による
被災箇所の監視



映像をKu-SAT(小型衛星画像伝送装置)による
被災箇所の監視



支援内容

- ① 高度な技術指導、応急措置、復旧方針等の指導
- ② 衛星通信車、Ku-SATによる監視体制の確保

復旧
活動

災害対策用機械により 復旧活動を支援します。

災害が発生すると、防災ヘリや排水ポンプ車等の災害対策用機械を被災地へ派遣し、迅速に支援活動を実施します。

排水ポンプ車による緊急排水作業



排水ポンプ車による緊急排水作業



照明車による夜間活動支援



対策本部車で復旧活動指揮



海面清掃船で浮遊物の回収



土砂の除去と道路啓開作業



応急組立橋による交通路の確保

支援内容

- ①排水ポンプ車による緊急排水
- ②照明車による夜間での救出・復旧活動の支援
- ③対策本部車による最前線での復旧作業の指揮
- ④海面清掃船による海面の浮遊物や油の回収
- ⑤道路啓開や応急組立橋による交通路の確保

災害時に必要な物資の提供を行います

物資等の
手配・提供



ブルーシートの提供



飲料水の提供



飲料水の提供



給水による病院等
施設の機能確保



雪害時の乗員保護支援



非常用食料の支援



入浴・洗濯支援

支援内容

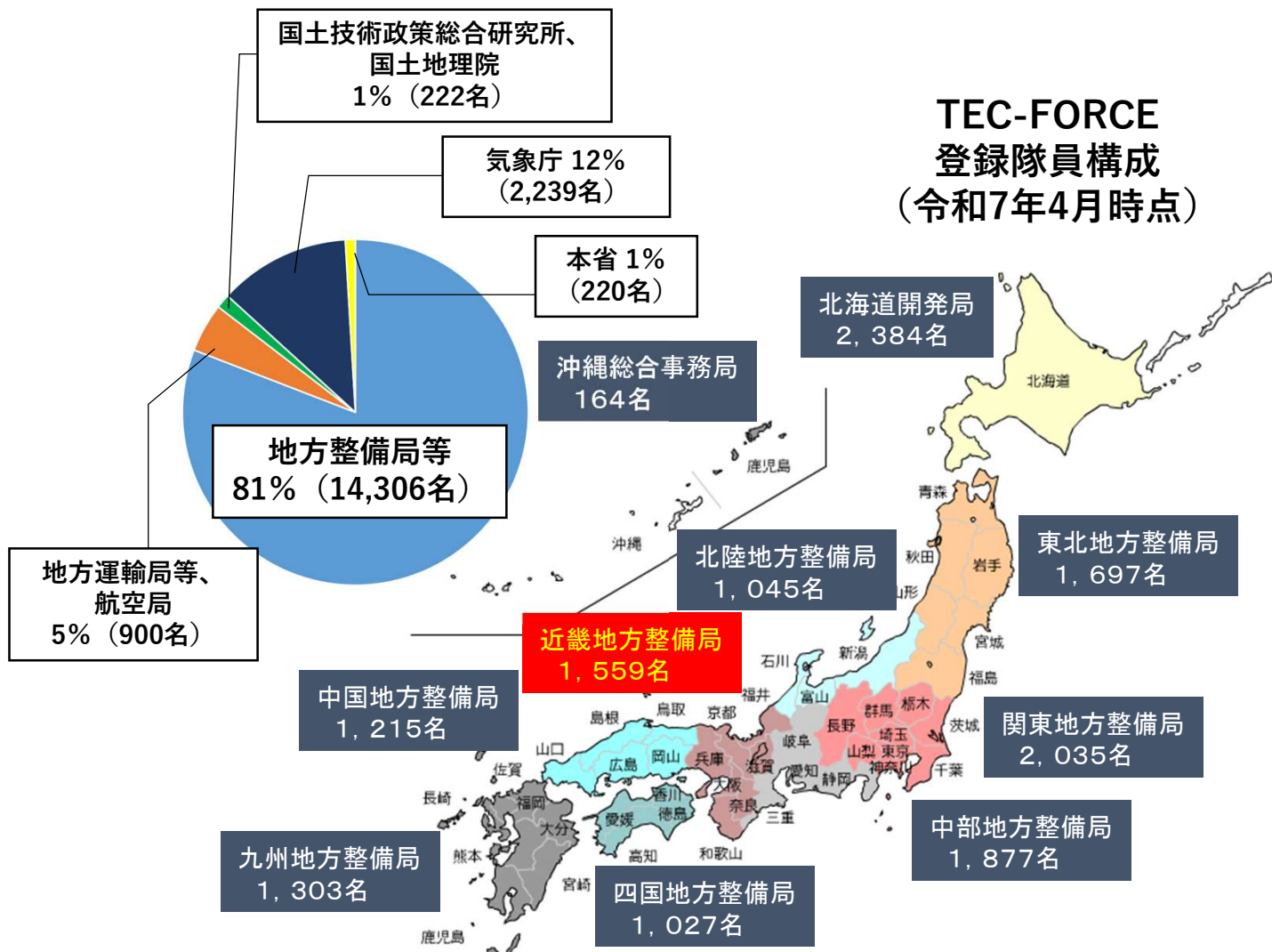
- ①災害対策用資材の提供(ブルーシート、土のう等)
- ②整備局等で備蓄している物資(水、非常用食料、簡易トイレ)の提供
- ③給水車、仮設トイレの手配
- ④その他、ニーズに対する手配等

日本全国 約1万7千人

TEC-FORCE隊員は全国の地方整備局を主体に任命し、災害の規模によっては全国から集結。

平成20年度に創設後、全国で約170の災害に延べ約17万3千人・日を派遣しています(令和7年3月時点)

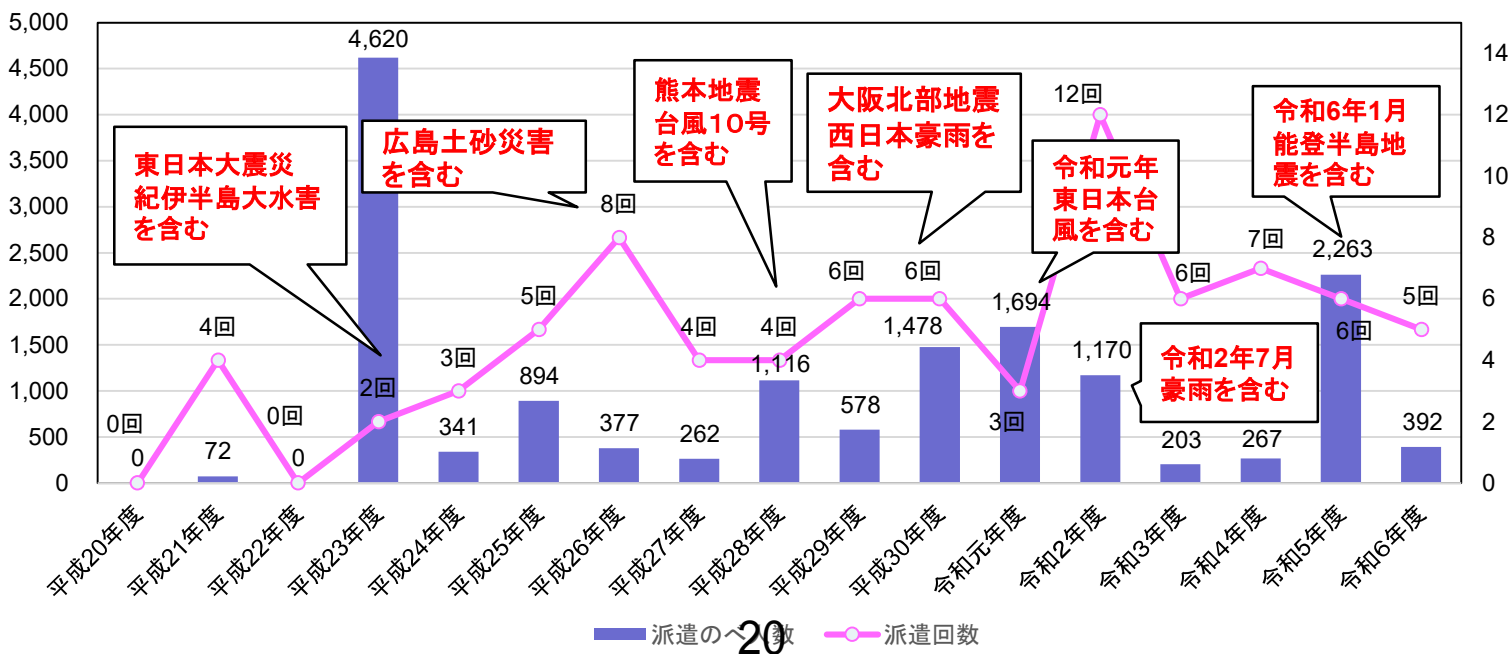
TEC-FORCE
登録隊員構成
(令和7年4月時点)



近畿地方整備局では、81の災害に延べ約1万5千人・日を派遣(令和7年3月時点)

派遣のべ人数 (人・日)

派遣回数 (回)

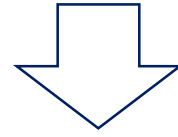


費用の一部は国が負担します。

被災状況調査



- 職員の人件費や旅費、機器経費
- 災害対策用ヘリコプター運航費
- 調査に伴うレンタカー借上費等

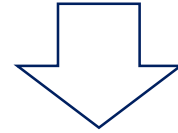


原則、**国**の負担

復旧活動



- 災害対策用機械※、資機材等の貸付費

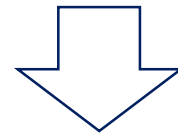


原則、**国**の負担

但し、**災害対策用機械・資機材等の引渡後の費用**（輸送費、運転手、燃料費、設置・撤去費等）は**自治体の負担**になります。



- 緊急排水、土砂撤去、道路啓開等費用



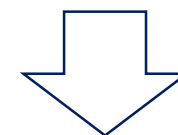
原則、**自治体**の負担

但し、被害の拡大を防ぐための緊急対応費用は**国が負担**します。

物資等の提供



- 土のう、ブルーシート、食料等の費用



原則、**自治体**の負担

（運搬費含む）

※災害対策用機械の貸付について

- ①自治体から、貸付に関する要請が必要となります。
- ②支援を希望される場合は、貴自治体において災害対策本部が設置されていることが貸付等の要件となります。

TEC-FORCE派遣を希望される場合は・・・

最寄りの近畿地方整備局 出先事務所 又は
近畿地方整備局 防災室・災害対策マネジメント室(災害対策室)まで

	事務所名	電話番号(代表)	郵便番号	所在地
本局	近畿地方整備局	06-6942-1141	〒 540-8586	大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
	防災室	【夜間】		
	災害対策マネジメント室	06-6942-1575		
	港湾空港防災・危機管理課	078-391-7571	〒 650-0024	神戸府中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

<出先事務所>

府県名	事務所名	電話番号(代表)	郵便番号	所在地
福井県	福井河川国道事務所	0776-35-2661	〒 918-8015	福井市花堂南2-14-7
	足羽川ダム工事事務所	0776-27-0642	〒 918-8239	福井県福井市成和1丁目2111
	九頭竜川ダム統管理事務所	0779-66-5300	〒 912-0021	福井県大野市中野29-28
滋賀県	琵琶湖河川事務所	077-546-0844	〒 520-2279	滋賀県大津市黒津4丁目5-1
	大戸川ダム工事事務所	077-545-5675	〒 520-2144	滋賀県大津市大萱1-19-32
	滋賀国道事務所	077-523-1741	〒 520-0803	滋賀県大津市竜が丘4番5号
京都府	福知山河川国道事務所	0773-22-5104	〒 620-0875	京都府福知山市字堀小字今岡2459-14
	京都国道事務所	075-351-3300	〒 600-8234	京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る 南不動堂町808
	舞鶴港湾事務所	0773-75-0844	〒 624-0946	京都府舞鶴市字下福井910番地
	京都営繕事務所	075-752-0505	〒 606-8395	京都府京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町 34番地12 京都第2地方合同庁舎5F
大阪府	淀川河川事務所	072-843-2861	〒 573-1191	大阪府枚方市新町2丁目2-10
	猪名川河川事務所	072-751-1111	〒 563-0027	大阪府池田市上池田2-2-39
	大和川河川事務所	072-971-1381	〒 582-0009	大阪府柏原市大正2丁目10番8号
	淀川ダム統管理事務所	072-856-3131	〒 573-0166	大阪府枚方市山田池北町10番1
	大阪国道事務所	06-6932-1421	〒 536-0004	大阪府大阪市城東区今福西2-12-35
	浪速国道事務所	06-6581-1802	〒 550-0025	大阪府大阪市西区九条南1丁目4番18号
	大阪港湾・空港整備事務所	06-6574-8561	〒 552-0007	大阪府大阪市港区弁天1-2-1 大阪ペイタワーオフィス15階
	近畿技術事務所	072-856-1941	〒 573-0166	大阪府枚方市山田池北町11番1号
	近畿道路メンテナンスセンター	072-800-6222	〒 573-0094	大阪府枚方市南中振3丁目2番3号
兵庫県	姫路河川国道事務所	079-282-8211	〒 670-0947	兵庫県姫路市北条1丁目250番地
	豊岡河川国道事務所	0796-22-3126	〒 668-0025	兵庫県豊岡市幸町10-3
	六甲砂防事務所	078-851-0535	〒 658-0052	兵庫県神戸市東灘区住吉東町3-13-15
	兵庫国道事務所	078-334-1600	〒 650-0042	兵庫県神戸市中央区波止場町3-11
	神戸港湾事務所	078-331-6701	〒 651-0082	兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30
	神戸港湾空港技術調査事務所	078-331-0057	〒 651-0082	兵庫県神戸市中央区小野浜町7-30
	国営明石海峡公園事務所	078-392-2992	〒 650-0024	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階
奈良県	紀伊山系砂防事務所	0747-25-3111	〒 637-0002	奈良県五條市三在町1681
	紀の川ダム統管理事務所	0747-25-3013	〒 637-0002	奈良県五條市三在町1681
	奈良国道事務所	0742-33-1391	〒 630-8115	奈良県奈良市大宮町3丁目5番11号
	国営飛鳥歴史公園事務所	0744-54-2662	〒 634-0144	奈良県高市郡明日香村大字平田538
和歌山県	和歌山河川国道事務所	073-424-2471	〒 640-8227	和歌山県和歌山市西汀丁16番
	紀南河川国道事務所	0739-22-4564	〒 646-0003	和歌山県田辺市中万呂142
	和歌山港湾事務所	073-422-8186	〒 640-8404	和歌山県和歌山市湊葉種畑の坪1334
三重県	木津川上流河川事務所	0595-63-1611	〒 518-0723	三重県名張市木屋町812-1



国土交通省
TEC-FORCE
Technical Emergency Control FORCE

近畿地方整備局 防災室・災害対策マネジメント室
TEL 06-6942-1141(代)、1575(直通)
FAX 06-6944-4741



「災害対策用機械」



災害対策用機械とは

台風、集中豪雨、地震などにより災害が発生した場合、一刻も早い救助活動や復旧活動を行うことで、地域住民の生命や財産を守り、さらに社会経済活動の維持を図る必要があります。

近畿地方整備局では、排水ポンプ車などの災害対策用機械を保有しており、災害が発生した場合、直ちに災害現場に災害対策要員とともに災害対策用機械を派遣し、災害に対して速やかな対処が行えるように防災体制を整えています。

排水支援



排水ポンプ車

夜間作業支援



照明車

現地対策本部、待機支援



対策本部車

水防支援



土のう造成機

映像発信・情報伝達支援



衛星通信車・Car-SAT

安全な施工を支援



分解対応型バックホウ

交通路の確保を支援



応急組立橋

現地調査を支援



ヘリコプター〔きんき号〕

目次

機械名	ページ
排水ポンプ車	4～5
照明車	6～7
対策本部車	8～9
土のう造成機	10～11
分解対応型バックホウ	12～13
簡易遠隔操縦装置〔ロボQS〕	14
応急組立橋	15
衛星通信車	16
Car-SAT	17
ヘリコプター〔きんき号〕	18
災害時にも活躍する道路維持用機械	19
路面清掃車	20
散水車	21
近畿地方整備局・事務所所在地	背表紙

機械別 必要免許早見表(道路運転時)

免許の種類	普通免許	準中型免許 ※平成29年3以降に取得	中型免許 ※平成19年6月以降に取得	大型免許	大型特殊免許
車両総重量	3.5トン未満	7.5トン未満	11.0トン未満	11.0トン以上	—
最大積載量	2.0トン未満	4.5トン未満	6.5トン未満	6.5トン以上	—
排水ポンプ車			○(30m ³ /minのみ)	○	
照明車		○(ポール式のみ)	○	○	
対策本部車		○(バス型のみ)	○	○	
土のう造成機			○	○	
衛星通信車	○(小型車両のみ)	○	○	○	
Car-SAT	○	○	○	○	
路面清掃車					○
散水車				○	

※道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)第2条の規定に基づく特殊な構造を有する大型自動車

排水ポンプ車

排水ポンプ車は、排水作業に必要な排水ポンプや排水ホース等を備えた車両です。浸水した場所に速やかに出動し、浸水域の氾濫水を排水します。



機械の諸元(30m³/min)



主要諸元 (※)

乗車定員	2名
車両寸法	全長8,490mm×全幅2,370mm×全高2,750mm
車両総重量	9,860kg
駆動方式	総輪駆動式
燃料	車両本体 : 軽油 300L(150Lタンク2個) 発動発電機 : 軽油 250L(車体タンクから吸い上げ可能)

主要機能

排水ポンプ	Φ200mm 水中モータ駆動ポンプ 5.0m ³ /min×6台 (ポンプ1台で全揚程10m、2台連結で全揚程20m) 単体重量35kg
ホース	0.2MPa Φ200mm×20m×2本×3台分 (下段側用) 0.2MPa Φ200mm×10m×1本×3台分 (下段側用) 0.4MPa Φ200mm×20m×2本×3台分 (上段側用) 0.4MPa Φ200mm×10m×1本×3台分 (上段側用)
発動発電機	(定格出力) 3相 440/220V 60Hz 125kVA 1台 (外部出力) AC100V×2口、AC200V×1口

(※) 30m³/min 高揚程 (20m直) 6Pを代表規格とし、諸元については建設機械番号 27-4602を参照

機械の諸元(60m³/min)



主要諸元 (※)

乗車定員	2名
車両寸法	全長10,260mm×全幅2,490mm×全高3,340mm
車両総重量	18,220kg
駆動方式	後輪駆動式
燃料	車両本体 : 軽油 400L 発動発電機 : 軽油 490L(車体タンクから吸い上げ可能)

主要機能

排水ポンプ	Φ200mm 水中モータ駆動ポンプ5.0m ³ /min×12台 (ポンプ1台で全揚程10m、2台連結で全揚程20m) 単体重量35kg
ホース	0.2MPa Φ200mm×20m×2本×6台分 (下段側用) 0.2MPa Φ200mm×10m×1本×6台分 (下段側用) 0.4MPa Φ200mm×20m×2本×6台分 (上段側用) 0.4MPa Φ200mm×10m×1本×6台分 (上段側用)
発動発電機	(定格出力) 3相 440/220V 60Hz 300kVA 1台 (外部出力) AC100V×2口、AC200V×1口

(※) 60m³/min 高揚程 (20m直) 12Pを代表規格とし、諸元については建設機械番号R02-4650を参照

排水ポンプ車

規格 設営スペース 設営目安人数 設営目安時間 必要資格

60m³/min
30m³/min

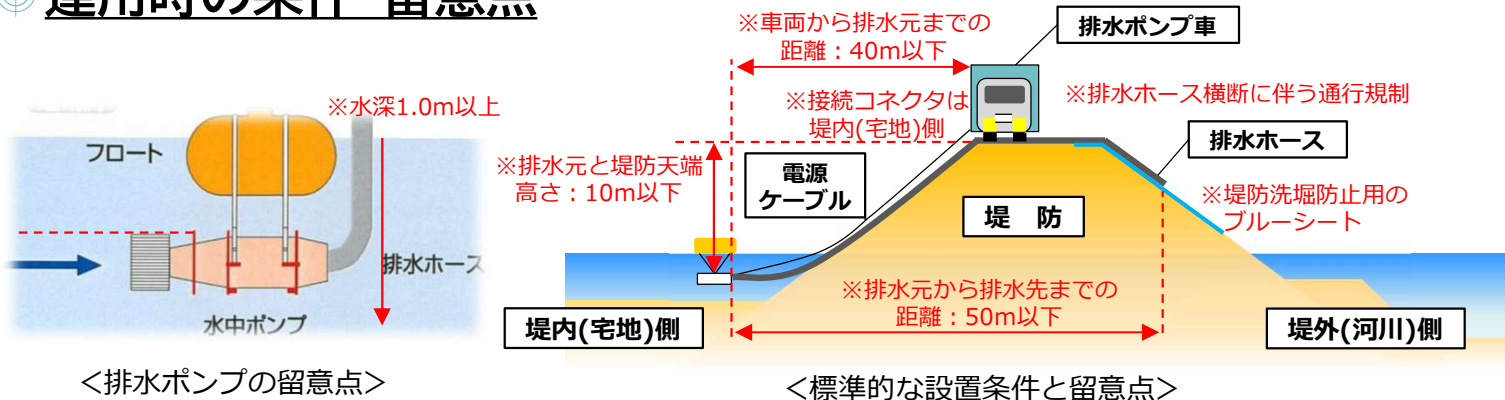
5m程度×20m程度

4人

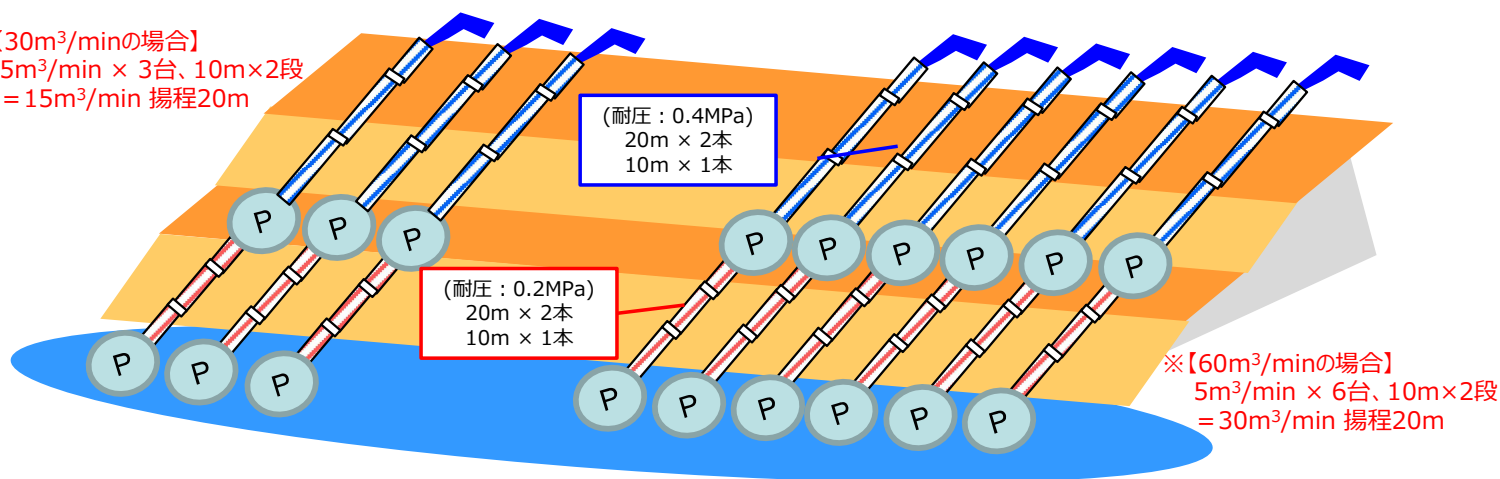
概ね90分
概ね60分

大型自動車免許
中型自動車免許

運用時の条件・留意点



※【30m³/minの場合】
5m³/min × 3台、10m×2段
= 15m³/min 揚程20m

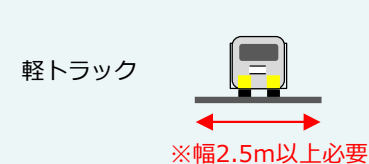
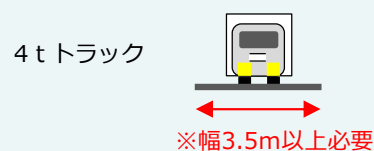
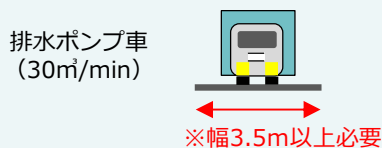
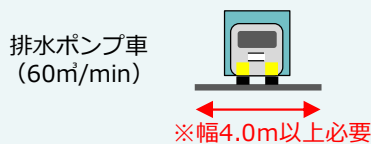


＜高揚程で排水する際の設置例＞

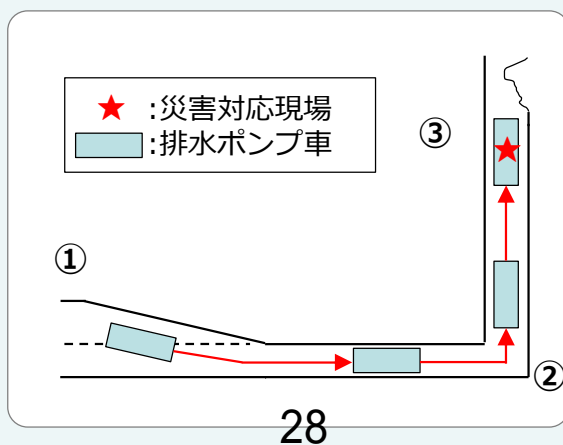
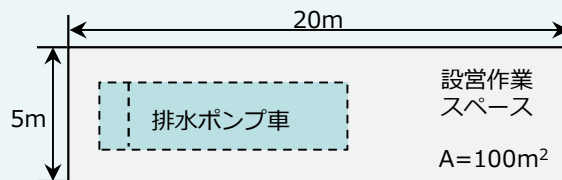
「進入路」と「設置スペース」

■災害対応現場イメージ

① 進入路 (直線)

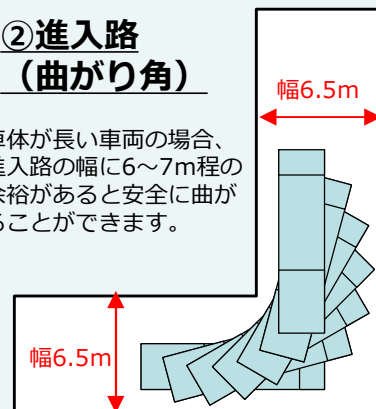


③ 設置スペース



② 進入路 (曲がり角)

車体が長い車両の場合、進入路の幅に6~7m程の余裕があると安全に曲ることができます。



照明車

照明車は、夜間の現場作業に必要な照明装置やカメラを備えた車両です。災害現場に出動し、夜間の現場照明や災害現場の状況を撮影し、画像伝送を行います。



機械の諸元(ブーム式)



主要諸元 (※)

乗車定員	2名
車両寸法	全長6,670mm×全幅2,050mm×全高3,250mm
車両総重量	7,480kg
駆動方式	後輪駆動式
燃料	車両本体 : 軽油 87L(150Lタンク2個) 発動発電機 : 軽油 58L(燃料タンクは車体タンクと共用)

主要機能

照明装置	LED 1.3kw×6灯
照明昇降装置	3段油圧伸縮式、最大高さ20m、旋回角度0~360°
発動発電機	(定格出力) 3相 200V 60Hz 13kVA 1台 (外部出力) AC100V×2口
監視カメラ	屋外カメラ装置、映像記録装置付
その他	アウトリガー、作業灯、三杯式風速計

※1.3kw×6灯 20m ブーム カメラ付を代表規格とし、諸元については建設機械番号R02-1600を参照

機械の諸元(ポール式)



主要諸元 (※)

乗車定員	2名
車両寸法	全長4,700mm×全幅1,730mm×全高3,470mm
車両総重量	5,540kg
駆動方式	後輪駆動式
燃料	車両本体 : 軽油 50L(150Lタンク2個) 発動発電機 : 軽油 58L(燃料タンクは車体タンクと共用)

主要諸元

照明装置	LED 1.3kw×3灯×2組
照明昇降装置	伸縮ポール式、最大高さ10m×2組、旋回角度0~360° 俯仰角度0~180°
発動発電機	(定格出力) 3相 220V 60Hz 13kVA 1台 (外部出力) AC100V×2口
監視カメラ	屋外カメラ装置、映像記録装置付
その他	車体安定ジャッキ、三杯式風速計

29 ※1.3kw×6灯 10m ポール カメラ付を代表規格とし、諸元については建設機械番号R02-4654を参照

照明車

規格

設営スペース

設営目安人数

設営目安時間

必要資格

ブーム式
ポール式

5m程度×9m程度
4m程度×7m程度

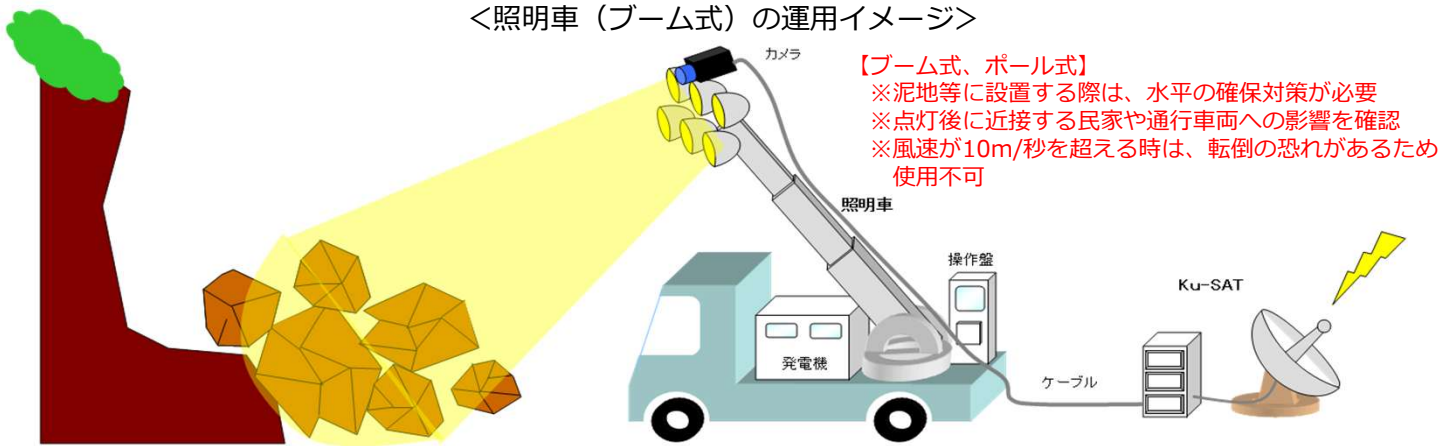
2人

概ね15分

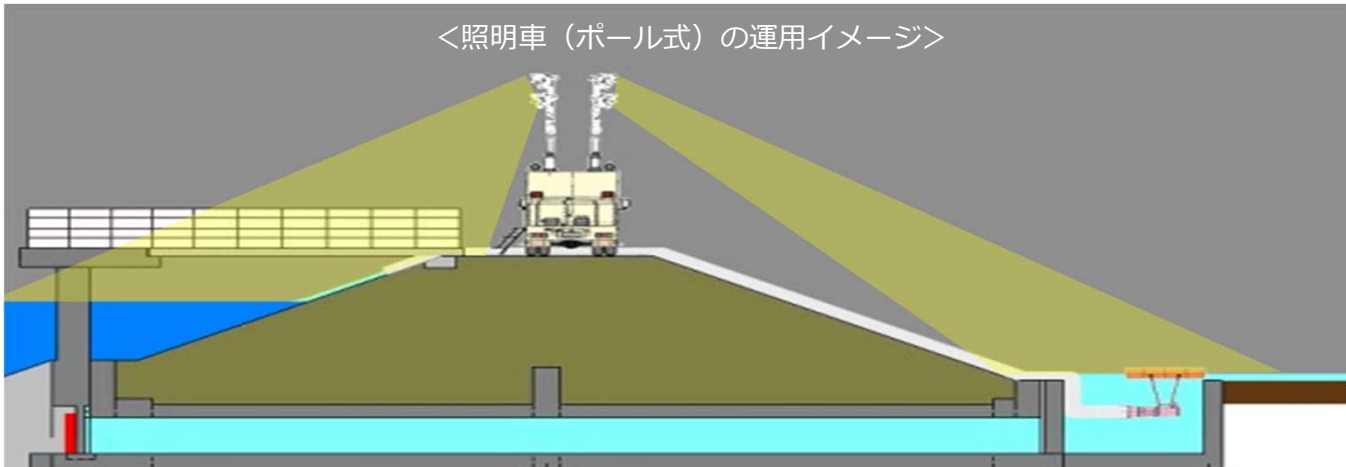
中型自動車免許
準中型自動車免許

運用時の条件・留意点

＜照明車（ブーム式）の運用イメージ＞



＜照明車（ポール式）の運用イメージ＞



「進入路」と「設置スペース」

■災害対応現場イメージ

① 進入路（直線）

照明車
（ブーム式）



※幅3.5m以上必要

照明車
（ポール式）



※幅3.0m以上必要

4tトラック



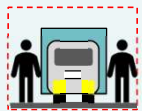
※幅3.5m以上必要

軽トラック

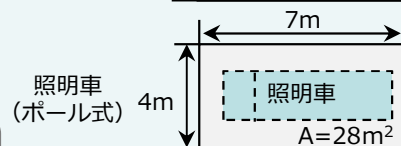
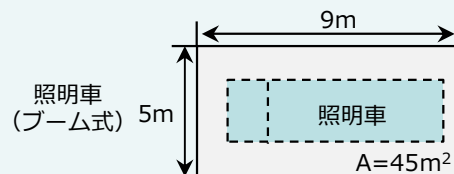
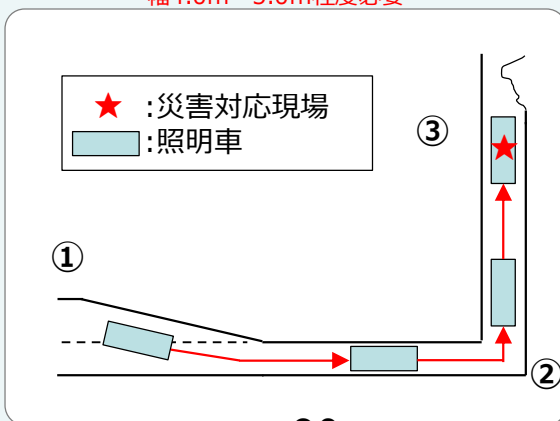


※幅2.5m以上必要

③ 設置スペース

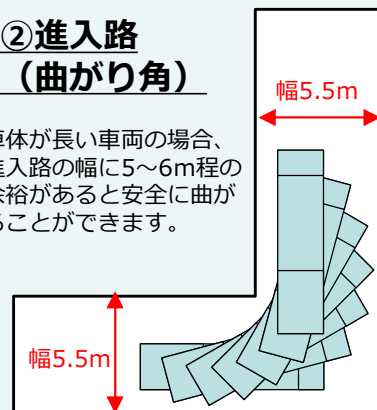


幅4.0m～5.0m程度必要



② 進入路（曲がり角）

車体が長い車両の場合、進入路の幅に5～6m程の余裕があると安全に曲ることができます。



対策本部車

対策本部車は、現地の情報収集に必要な情報収集機器、会議設備等を備えた車両です。災害発生現場に出動し、現地の状況把握、作業支援活動を行います。



機械の諸元(拡幅型)



主要諸元

乗車定員	3名
車両寸法	全長8,990mm×全幅2,495mm (拡幅時4,550mm) ×全高3,640mm
車両総重量	9,485kg
駆動方式	総輪駆動式 (4×4D)
燃料	車両本体 : 軽油 100L 発動発電機 : 軽油 62L (車両タンクから吸い上げ可能)

主要機能

情報収集装置	ラジオ、地上波アンテナ、BSアンテナ
モニター	薄型テレビ2台
会議室設備	折り畳みテーブル、収納ラック、冷暖房設備、BDレコーダー、プリンター
会議机、椅子	机3卓、椅子8脚
その他	トイレ (簡易組立式)、冷蔵庫、カセットコンロ、電子レンジ、電気ポット
発動発電機	単相100V 60Hz/50Hz 15kVA(60Hz)

※諸元については建設機械番号R02-4655を参照

機械の諸元(バス型)



主要諸元

乗車定員	2名
車両寸法	全長6,990mm×全幅2,380mm×全高3,250mm
車両総重量	7,080kg
駆動方式	総輪駆動式 (4×4D)
燃料	車両本体 : 軽油 100L 発動発電機 : 軽油 26L (車両タンクから吸い上げ可能)

主要機能

情報収集装置	ラジオ、地上波アンテナ、BSアンテナ
モニター	薄型テレビ2台
会議室設備	収納ラック、冷暖房設備、冷暖房設備、BDレコーダー、プリンター
会議机、椅子	机2卓 (ベッドに着席)
その他	トイレ (簡易組立式)、冷蔵庫、カセットコンロ、電子レンジ、電気ポット
発動発電機	単相100V 60Hz/50Hz 6kVA(60Hz)

※諸元については建設機械番号R02-1601を参照

対策本部車

規格

設営スペース

設営目安人数

設営目安時間

必要資格

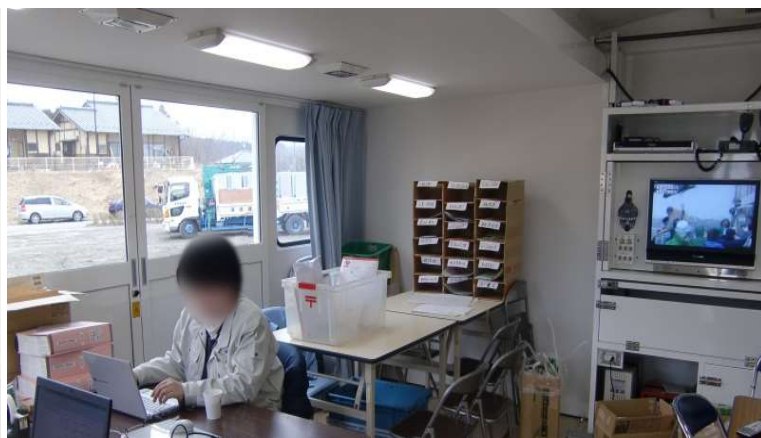
拡幅型
バス型

7m程度×12m程度
5m程度×10m程度

3人

概ね30分
概ね15分

中型自動車免許
準中型自動車免許



<対策本部車（拡幅型）の使用例>

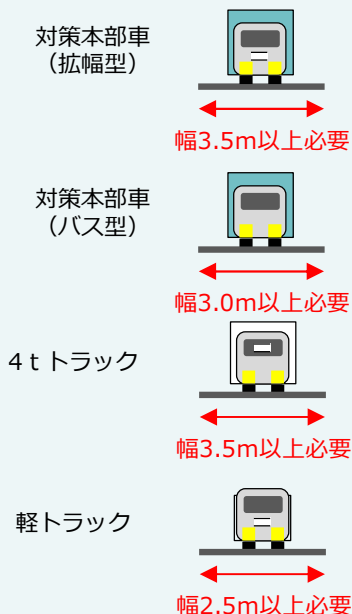


<対策本部車（バス型）の使用例>

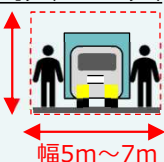
「進入路」と「設置スペース」

■災害対応現場イメージ

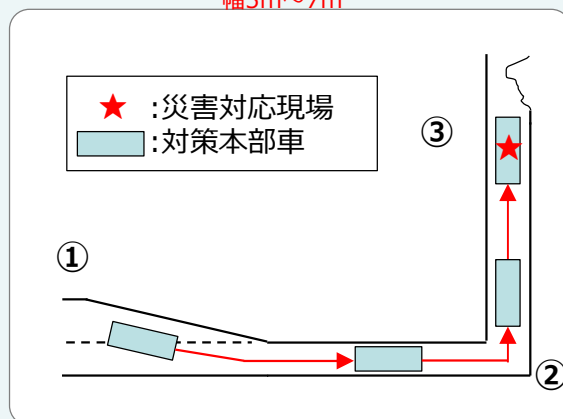
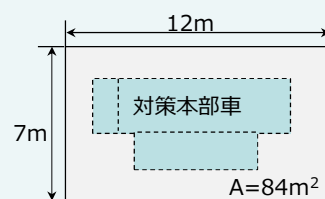
① 進入路（直線）



③ 設営スペース

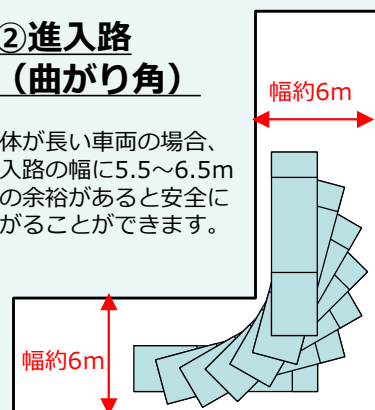


（拡幅型）



② 進入路（曲がり角）

車体が長い車両の場合、進入路の幅に5.5~6.5m程の余裕があると安全に曲ることができます。



土のう造成機

土のう造成機は、止水対策に必要な土のうを人力の代わりに早く、連続して作り出すことが出来る機械です。応急対策が必要な場所に出動し、水防支援を実施します。



機械の諸元

主要諸元

造成機寸法 全長4,560mm×全幅3,800mm×全高2,870mm

機器重量	3,140kg	土砂供給装置	上段1,990kg
		結束装置	下段 690kg
		運搬コンベア	340kg
			120kg

ホッパー容量 1.0m³

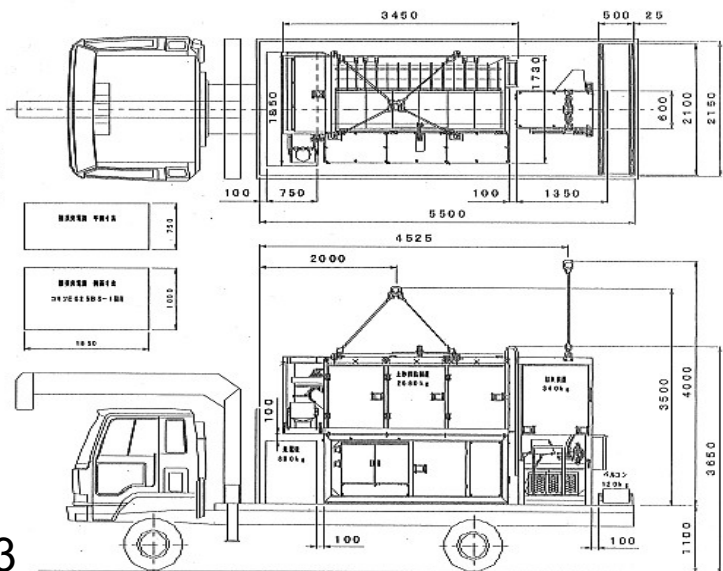
主要機能

造成能力 400袋/h(土のう重量約15kg)



<造成機の設置イメージ>

※諸元については建設機械番号17-4604を参照



土のう造成機

設営スペース

設営目安人数

設営目安時間

必要資格

7m×6m

6人

60分

中型自動車免許

派遣・運用時の条件・留意点

派遣時

運用時

- 機械の運搬には別途運搬用車両が必要です（車両によって免許は異なります。）
- 幅3.5m以上の砂利等で整地された進入路が必要です。
- 運搬車両の進入路が軟弱な地盤の場合には、砂利や敷き鉄板の養生が必要です。
- 機械の設営スペースとして、概ね7m×6m程度が必要です。
- 設営作業には、作業員6名で60分程度の時間が必要です。
- 本機械の設営は、別途クレーンが必要です。
- 土砂供給装置の上部から土を供給するための機械が別途必要です。
- 適用土質は最大粒径150mm以下の砂質土、レキ質土、粘性土(シルト+粘性土50%以上で湿潤状態を除く)です。
- 土のう袋は寸法620mm×480mm、口紐 袋口から結び目まで80mm±10mmのものを使用します。



<標準的な土のう造成機による土のう作成の流れ>

「進入路」と「設置スペース」

■災害対応現場イメージ

① 進入路（直線）

土のう造成機
運搬車両
(約3.8m)



幅4m以上必要

4tトラック
(約2.5m)



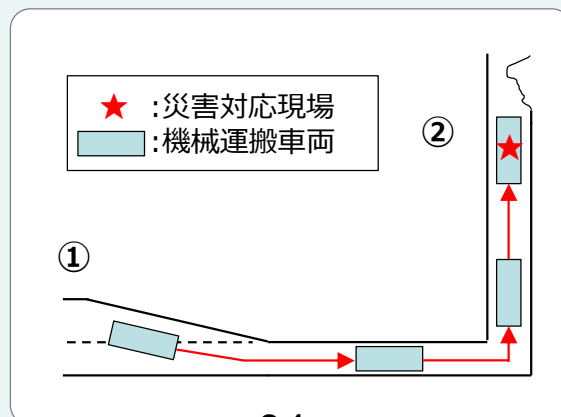
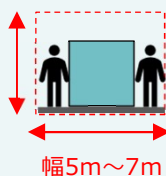
幅4m以上必要

軽トラック
(約1.5m)



幅3m以上必要

② 設営スペース



災害現場や土の供給に使用する機械により設置スペースは異なります。

分解対応型バックホウ

分解対応型バックホウは、建設機械の分解・組立による空中運送での配備や無人化施工(遠隔操作)などの機能を備えた車両です。

被災状況により大型の建設機械が陸上運送できない場合や復旧作業で二次災害の危険性がともなう場合に出動し、安全な施工を支援します。



※機械搬入から分解に5日程、組立から試運転までに4日程の工程が必要です。
※現場状況、制約、実施人数、時間等により日数は変わります。

🎯 機械の諸元

主要諸元

バケット容量	1.0m ³
寸法	全長10m×全幅3.3m×3.3m
総重量	24,600kg
燃料タンク	520L
ブロック	13ブロック(1ブロック最大2.82t) 空輸、4tトラックボディで運搬可能
遠隔操縦	最大約150m 車載用カメラ装置付き、操作用モニター付き
その他	遠隔操縦機能付き

🎯 分解・組立(輸送)



平成29年(土砂ダム仮排水路設置)【奈良県十津川村栗平地先】

分解対応型バックホウ

活動現場までの運搬の流れ

STEP1 分解

災害対策のため建設機械メーカーに運搬し分解します。



※空輸できる場所までは陸上輸送で運搬する必要があります。

STEP2 輸送・運搬

陸路での輸送が困難な場合、バックホウを14ブロックに分割しヘリコプターにより空輸を行うことが可能です。



STEP3 組み立て

陸路での輸送が困難な被災地ではラフタークレーン、ユニック車等も入れない為カニクレーン（2.9t吊り）×2台で組立作業を実施



※現場状況によっては敷鉄板等も必要

簡易遠隔操縦装置〔ロボQS〕

簡易遠隔操縦装置〔ロボQS〕は、一般のバックホウ(油圧ショベル)専用の遠隔操縦装置です。

既存のバックホウを改造することなく、簡単に取り付け、安全な場所から遠隔操縦が可能です。二次災害の危険がある現場で活用しています。



装置の諸元

主要諸元

取付要員	1~3名程度
取付時間	2~3時間程度
ユニット数	5ユニット
総重量	約70kg
駆動方式	電動
無線方式	特定小電力無線(429MHz)
遠隔操縦距離	150m程度(障害物が無い場合)

ロボQSのユニット



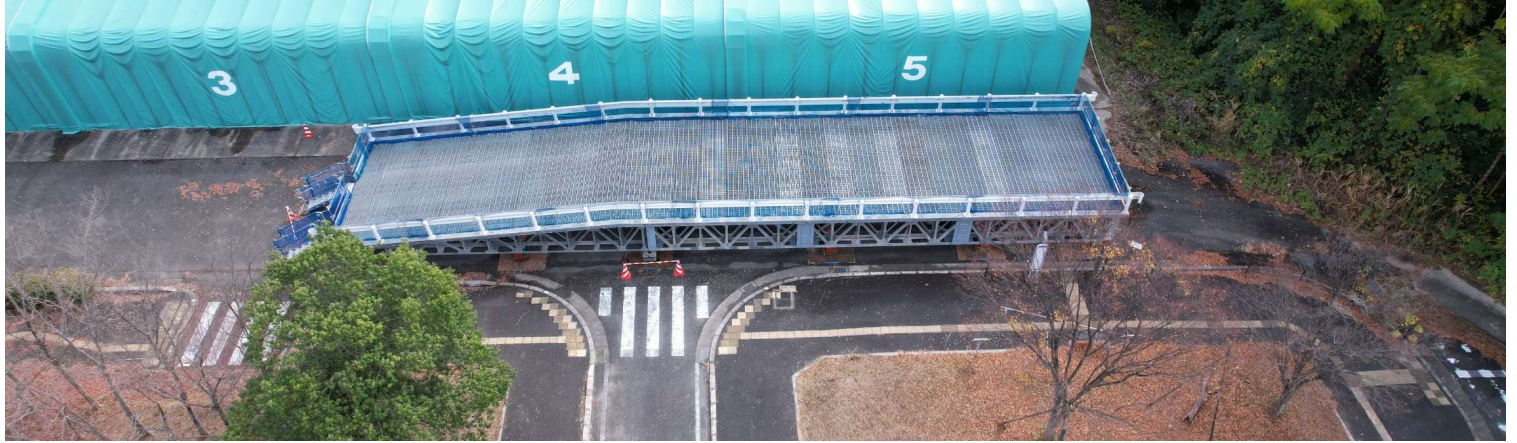
ユニットが小型軽量のため
容易に運搬が可能

応急組立橋(トラス式)

応急組立橋は、地震や洪水などの災害により橋が壊れた場合、また緊急的に橋が必要となった場合に架設する仮橋です。

現地の状況にもよりますが、短期間に組立てができるので、緊急車両及び一般車両の交通路を確保するための重要な役割を担っています。

◎ 設営イメージ



橋台(橋の土台)があれば約2週間で架設することができます。
また、橋長や幅員を調整することができます。



架設前



架設中



架設後

H23年度 台風12号災害対応 国道169号(奈良県吉野郡川上村迫)架設状況

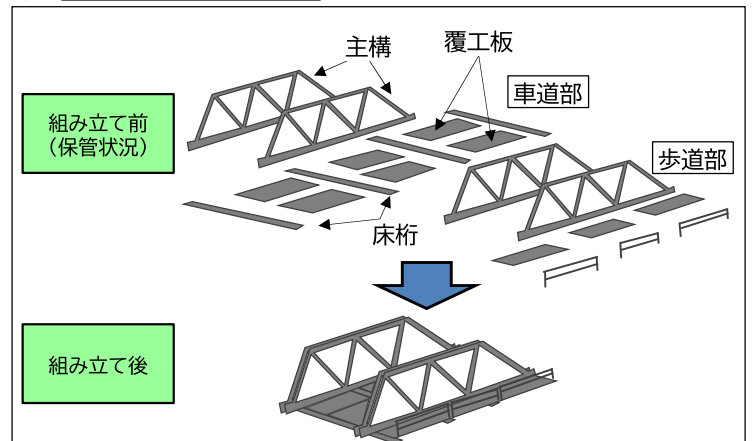
◎ 機械の諸元

主要諸元

形式	形式 トラス式 床版 デッキパネル式
車両寸法	橋長 40m
	車道幅員 4.0m~8.0m (2.0m間隔)
	歩道幅員 1.5m
	スロープ長さ 10m
	手延機長 29.38m
	防備処理 溶融亜鉛メッキ
設計荷重	B活荷重

ここで記載している諸元は代表的な規格でその他の企画もあります。

◎ 組立の概要



衛星通信車

衛星通信車は、災害現場に出動し衛星通信回線を構築するための車両です。衛星通信設備を搭載しており、災害現場より本省・本局等の災害対策本部に対して映像・音声等を伝送します。

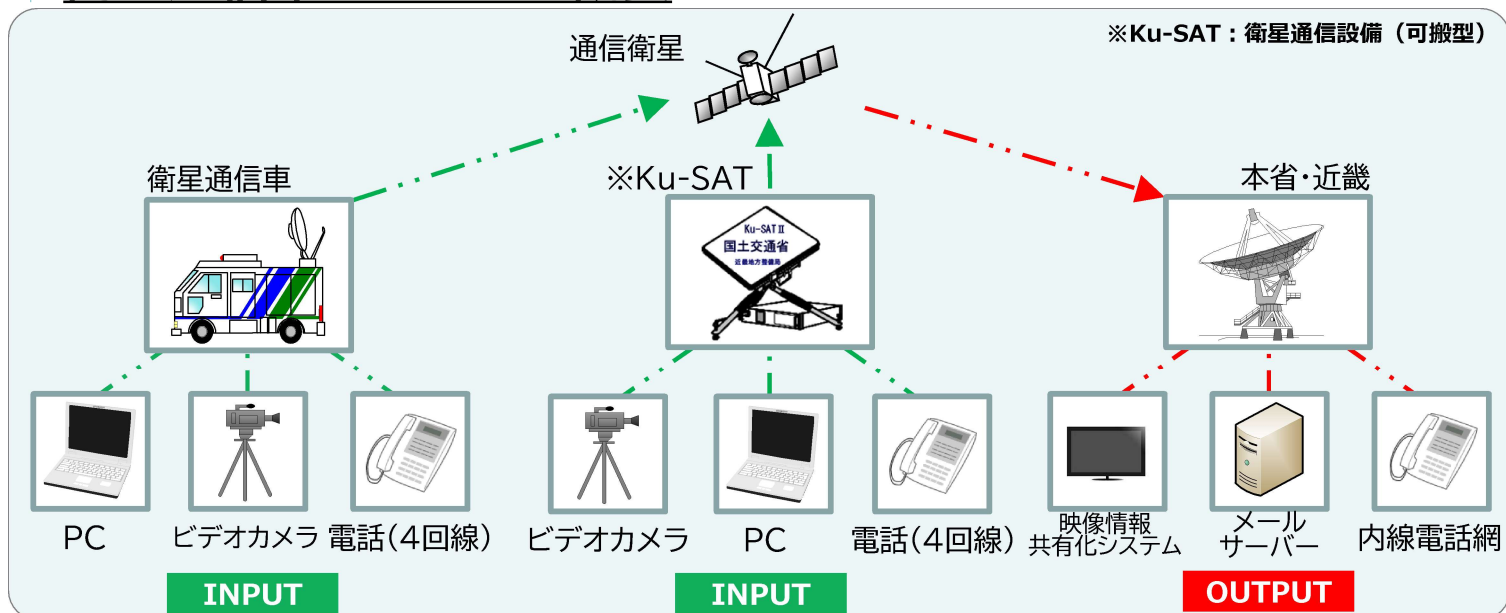


平成28年 熊本地震災害に関する支援（小型車両）



（中型車両）

衛星通信車システムの概要



機械の諸元（小型）

諸元	
通信装置 ※1局当たり	衛星通信設備（1回線）、映像送信装置（1台）、映像受信装置（1台）、マイクロ電話（4台）、パソコン（1台）
電源装置	発動発電機（8kVA）
燃料容量	ガソリン95L
運転免許	普通自動車免許
車両寸法	全長4,820mm×全幅1,830mm×全高1,860mm
車両重量	2,900kg
車両総重量	3,100kg
乗車定員	3名
駆動方式	総輪駆動式

機械の諸元（中型）

諸元	
通信装置 ※1局当たり	衛星通信設備（1回線）、映像送信装置（1台）、映像受信装置（1台）、マイクロ電話（4台）、パソコン（1台）
電源装置	発動発電機（11kVA）
燃料容量	軽油200L
運転免許	中型・普通自動車免許
車両寸法	全長6,130mm×全幅2,190mm×全高3,380mm
車両重量	7,500kg
車両総重量	7,700kg
乗車定員	3名
駆動方式	4×4D

※本設備に関するお問い合わせは、企画部 情報通信技術課までお願い39す。

Car-SAT

移動型衛星通信設備(Car-SAT)は、衛星通信回線を介して、走行しながら中の車両から被災状況を映像送信する車両ことが可能です。災害対策本部等においてリアルタイムに被災状況の把握が可能となります。



機械の諸元

諸元	
通信装置	衛星通信設備(1回線)、映像送信装置(1台)、マイクロ電話(1台)
電源装置	車両用オルタネータに加え、オルタネータ(140A、100V)を追加
燃料容量	70L
運転免許	普通自動車免許
車両寸法	全長4,690mm×全幅1,690mm×全高2,200mm
車両重量	2,260kg
車両総重量	2,870kg
乗車定員	2名
駆動方式	4×4D

- ・走行しながらリアルタイムに映像送信が可能
- ・マイクロ電話またはK-入で車両と通話が可能
- ・荷室スペースを備え、現地で使用する災害対策用通信機器(公共BB、i-RAS)を積み込み可能

●K-入【国土交通省デジタル陸上移動通信システム】の特徴

(Kokudokoutsuu LAnd Mobile systemBy Digital Access)

- ・デジタル変調を行うVHF無線機を陸上で人が手に持ち、または、車両に搭載し、移動しながら通信が可能
- ・無線機同士だけでなく、本局、事務所及び出張所と無線システムで会話が可能

●公共BB【公共ブロードバンド無線装置】の特徴

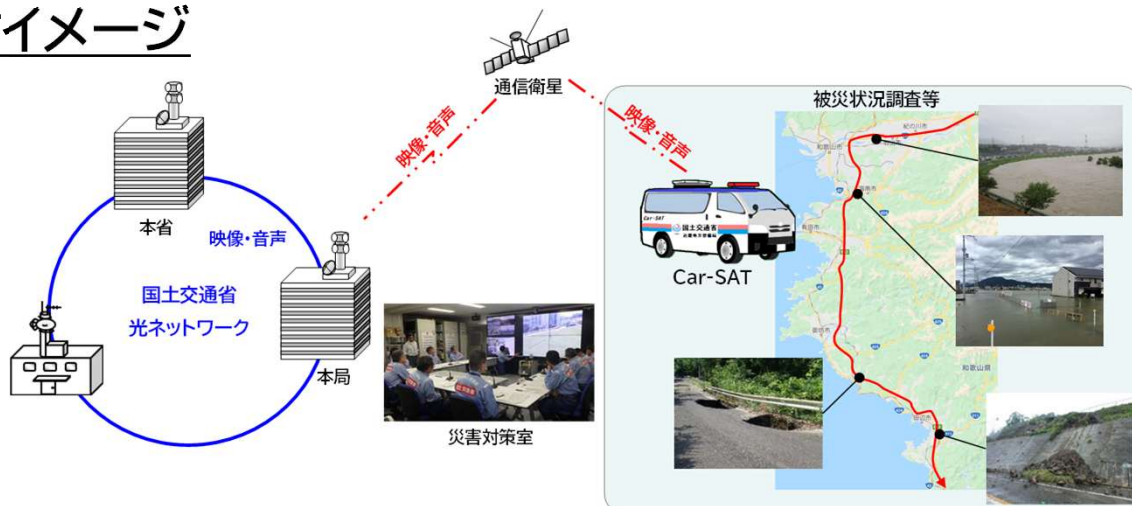
- ・見通し外通信が可能
- ・移動しながら通信が可能
- ・既存設備との連携による機動的な情報収集が可能

●i-RAS【5GHz無線アクセスシステム】の特徴

(integrated network Radio Access System)

- ・長距離伝送が可能
- ・国土交通省～自治体との臨時通信回線に利用可能
- ・大容量且つ多様な通信が可能

通信イメージ



※本設備に関するお問い合わせは、企画部 情報通信技術課までお願いいたします。

ヘリコプター〔きんき号〕

ヘリコプターは、災害直後の被災状況の調査、状況の変化の監視、災害対策要員や資機材の輸送、災害復旧作業の支援を行います。



機械の諸元

諸元	
航空機型式	レオナルドAW139型
全長	16.62m
全高	4.98m
乗員数	9名（操縦士1名、整備士1名、撮影技師1名含む）
ローター直径	13.80m
最大出力	3358馬力（2基分）
標準機体重量	4,577kg 標準機体重量は、国土交通省搭載装備を全備した時の重量である。
最大離陸重量	6,400kg
燃料タンク容量	標準タンク 1,520L

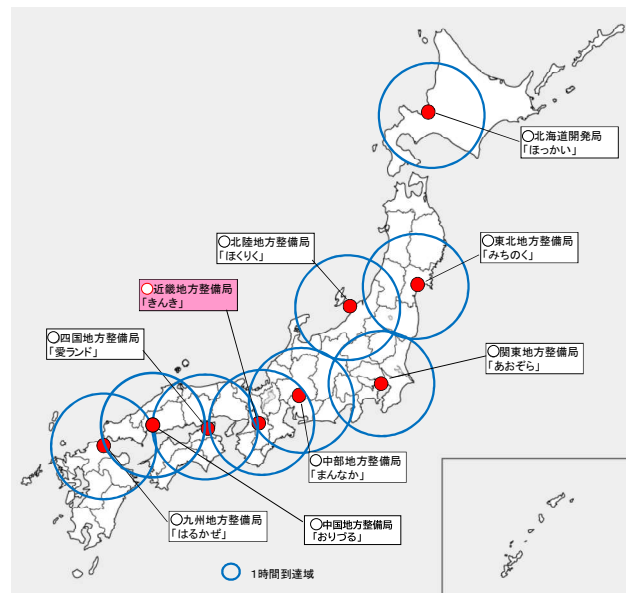
諸元	
最大速度	251km/h
巡航速度	220km/h
航続時間	2h30m 航続時間は、気象及び飛行条件、搭載燃料量等、種々の要素で大幅に相違する。 （予備燃料300kgを除く。）
最大運用高度	6,096m（飛行してはいけない限界の高度）
最大航続距離	500km
装備品	HDTV高感度カラーカメラ 機外スピーカー サーチライト 機外吊り下げ装置 ヘリコプター搭載型衛星通信設備 地上系無線装置

全国の防災用ヘリコプター 一覧

配備地整名	機体名	機種	定員※
北海道	ほっかい号	ベル式412EPI	11名
東北	みちのく号	ユーロコプター式 AS332L2	20名
関東	あおぞら号	レオナルドAW139	13名
北陸	ほくりく号	ベル式412EP	11名
中部	まんなか号	ベル式412EP	11名
近畿	きんき号	レオナルドAW139	9名
中国	おりづる号	レオナルドAW189	16名
四国	愛らんど号	ベル式412EP	11名
九州	はるかぜ号	レオナルドAW139	11名

※運行要員（操縦士、副操縦士（「あおぞら」、「みちのく」のみ）、整備士、撮影技士）を含む。

【国土交通省ヘリコプターの担当エリア】



災害時にも活躍する道路維持用機械

近畿地方整備局では、路面清掃車などの道路維持用機械を保有しており、道路の維持管理を行っています。

災害時には、道路散乱物の清掃や給水活動などの災害復旧支援も行っています。

路面清掃を支援



路面清掃車

路面清掃・給水を支援



散水車

路面清掃車

路面清掃車は、サイドブラシで車道の端部の土砂やゴミを車体の下部へ掻き出しメインブラシにより土砂やゴミをかき上げて清掃する機能を備えた車両です。



平成30年 関西国際空港における滑走路の清掃活動



主要機能

最大積載量	3,900kg
塵埃ホッパ有効容量	2.0m ³
塵埃回収質量	2,000kg
清掃時の走行速度	3.0~30km/h
清掃の作業幅	片側作業時2.7m 作業最大時3.0m
水タンク容量	1.9L
ブラシ	側面左右ブラシ各2個 後方メインブラシ1個
散水ノズル	前部左右各1個 側面左1個 後方左右各1個

機械の諸元

主要諸元

乗車定員	2名
車両寸法	全長8,060mm×全幅2,350mm×全高2,950m
車両質量	12,820kg
駆動方式	後輪駆動式
燃料	軽油

散水車

散水車は、粉塵が舞い上がらないように水を撒き、車両によっては他の車に水を補給する機能を備えた車両です。



平成30年 7月豪雨における路面散水状況



散水装置



給水装置



令和4年 静岡市 台風15号による断水
断水地域の給水活動



散水装置

散水装置

主要諸元

乗車定員	2名
車両寸法	全長7,850mm×全幅2,320mm×全高2,740mm
車両質量	12,370kg
駆動方式	後輪駆動式
燃料	軽油
水タンク容量	6,300L (SUS製)
散水ノズル	前部左右各1個、側面左1個、後方左右各1個

※諸元については建設機械番号R02-1680を参照

近畿地方整備局・事務所所在地

名称	〒	所在地	電話(代)	ホームページアドレス
近畿地方整備局	540 - 8586	大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎	(06) 6942-1141	https://www.kkr.mlit.go.jp/
近畿地方整備局 (港湾空港関係)	650 - 0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	(078) 391-7571	https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/
福井河川国道事務所	918 - 8015	福井市花堂南2-14-7	(0776) 35-2661	https://www.kkr.mlit.go.jp/fukui/
足羽川ダム工事事務所	918 - 8239	福井市成和1-2111	(0776) 27-0642	https://www.kkr.mlit.go.jp/asuwa/
琵琶湖河川事務所	520 - 2279	大津市黒津4-5-1	(077) 546-0844	https://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/
大戸川ダム工事事務所	520 - 2144	大津市大萱1-19-32	(077) 545-5675	https://www.kkr.mlit.go.jp/daido/
滋賀国道事務所	520 - 0803	大津市竜が丘4-5	(077) 523-1741	https://www.kkr.mlit.go.jp/shiga/
福知山河川国道事務所	620 - 0875	福知山市字堀小字今岡2459-14	(0773) 22-5104	https://www.kkr.mlit.go.jp/fukuchiyama/
京都国道事務所	600 - 8234	京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808	(075) 351-3300	https://www.kkr.mlit.go.jp/kyoto/
舞鶴港湾事務所	624 - 0946	舞鶴市字下福井910	(0773) 75-0844	https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/maizuruport/
淀川河川事務所	573 - 1191	枚方市新町2-2-10	(072) 843-2861	https://www.kkr.mlit.go.jp/yodogawa/
猪名川河川事務所	563 - 0027	池田市上池田2-2-39	(072) 751-1111	https://www.kkr.mlit.go.jp/inagawa/
大和川河川事務所	582 - 0009	柏原市大正2-10-8	(072) 971-1381	https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/
大阪国道事務所	536 - 0004	大阪市城東区今福西2-12-35	(06) 6932-1421	https://www.kkr.mlit.go.jp/osaka/
浪速国道事務所	550 - 0094	大阪市西区九条南1-4-18	(06) 6581-1802	https://www.kkr.mlit.go.jp/naniwa/
大阪港湾・空港整備事務所 (港湾関係)	552 - 0007	大阪市港区弁天1-2-1 大阪ペイタワ-オフィス15階	(06) 6574-8561	https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/osakaport/
姫路河川国道事務所	670 - 0947	姫路市北条1-250	(079) 282-8211	https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/
豊岡河川国道事務所	668 - 0025	豊岡市幸町10-3	(0796) 22-3126	https://www.kkr.mlit.go.jp/toyooka/
六甲砂防事務所	658 - 0052	神戸市東灘区住吉東町3-13-15	(078) 851-0535	https://www.kkr.mlit.go.jp/rokko/
兵庫国道事務所	650 - 0042	神戸市中央区波止場町3-11	(078) 334-1600	https://www.kkr.mlit.go.jp/hyogo/
神戸港湾事務所	651 - 0082	神戸市中央区小野浜町7-30	(078) 331-6701	https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kobeport/
紀伊山地砂防事務所	637 - 0002	五條市三在町1681	(0747) 25-3111	https://www.kkr.mlit.go.jp/kiisanchi/
奈良国道事務所	630 - 8115	奈良市大宮町3-5-11	(0742) 33-1391	https://www.kkr.mlit.go.jp/nara/
和歌山河川国道事務所	640 - 8227	和歌山市西汀丁16番	(073) 424-2471	https://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/
紀南河川国道事務所	646 - 0003	田辺市中万呂142	(0739) 22-4564	https://www.kkr.mlit.go.jp/kinan/
和歌山港湾事務所	640 - 8404	和歌山市湊薬種畑の坪1334	(073) 422-8186	https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/wakayamaport/
木津川上流河川事務所	518 - 0723	名張市木屋町812-1	(0595) 63-1611	https://www.kkr.mlit.go.jp/kizujyo/
九頭竜川ダム統合管理事務所	912 - 0021	大野市中野29-28	(0779) 66-5300	https://www.kkr.mlit.go.jp/kuzuryu/
淀川ダム統合管理事務所	573 - 0166	枚方市山田池北町10-1	(072) 856-3131	https://www.kkr.mlit.go.jp/yodoto/
紀の川ダム統合管理事務所	637 - 0002	五條市三在町1681	(0747) 25-3013	https://www.kkr.mlit.go.jp/kinokawa/
近畿技術事務所	573 - 0166	枚方市山田池北町11-1	(072) 856-1941	https://www.kkr.mlit.go.jp/kingi/
神戸港湾空港技術調査事務所	651 - 0082	神戸市中央区小野浜町7-30	(078) 331-0057	https://www.pa.kkr.mlit.go.jp/kobegicyo/
国営明石海峡公園事務所	650 - 0024	神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎7階	(078) 392-2992	https://www.kkr.mlit.go.jp/akashi/
国営飛鳥歴史公園事務所	634 - 0144	奈良県高市郡明日香村大字平田538	(0744) 54-2662	https://www.kkr.mlit.go.jp/asuka/
京都営繕事務所	606 - 8395	京都市左京区丸太町川端東入ル東丸太町34-12 京都第二地方合同庁舎5F	(075) 752-0505	https://www.kkr.mlit.go.jp/kyoei/

ホームページアドレスは令和7年6月現在

■■■編集発行

国土交通省 近畿地方整備局 企画部 施工企画課

〒540-8586 大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 TEL.(06) 6942-1141

「NIPPON防災資産」の認定制度について

【参考資料5-4】

- 内閣府、国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動※などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を新たに創設（令和6年5月）。

[内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定]

※活動：語り部、防災に係る催事、防災ツアー等

- 今後、認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクを自分事化し、主体的な避難行動や地域に貢献する防災行動につなげていく。

（令和7年12月時点：近畿地方整備局管内5件 [優良認定：4件、認定：1件]）

背景

- 近年、全国各地で災害が発生し、災害後には「まさか自分が被災者になるとは…」という声が寄せられるなど、多くの人が災害を自分のこととしてとらえていない。
- 一方で、過去の災害の伝承により、命が救われた事例もある。

※優良認定：災害リスクを自分事化するという観点において、主体的な避難行動や防災行動につながる工夫、仕掛け等が特に優れているものです



ロゴマーク

災害リスクの自分事化に向けて

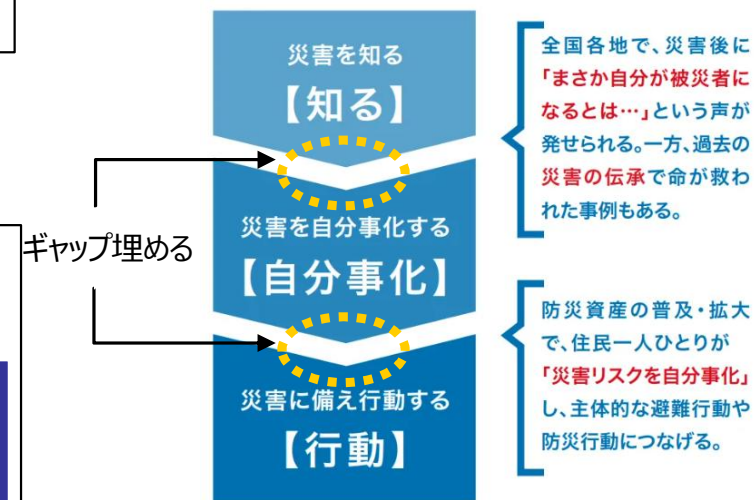
- 認定された防災資産を通じて、住民の方々が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、「災害リスクを自分事化」し、「主体的な避難行動」や「地域に貢献する防災行動」につなげる。

内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣による認定

- 内閣府特命担当大臣（防災）、国土交通大臣が認定を実施。「優良認定」、「認定」に区分。

- ・「NIPPON防災資産」認定証の授与
- ・ウェブサイト等でコンテンツを紹介

防災資産の普及・拡大によりこの国に暮らすひとりひとりが、災害リスクを自分事化し、主体的な防災行動へ





新たな「NIPPON 防災資産」が誕生！

～近畿地方整備局管内で 1件が「優良認定」として認定～

内閣府及び国土交通省では、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON 防災資産」として認定する制度を、昨年5月に創設しました。

このたび、有識者による選定委員会での審議を踏まえ、近畿地方整備局管内において新たに1件が「優良認定」として認定されましたのでお知らせします。

今後、認定された防災資産において、その価値がさらに高まり、各地域における防災力の向上を牽引していただくことを期待します。

1. 今回認定された「NIPPON 防災資産」について（近畿地方整備局管内）・・・別紙 1

【優良認定】

※下記括弧書きは活動拠点

津波・高潮ステーション（大阪府大阪市）・・・別紙 2

2. 「優良認定」案件の認定式について

「優良認定」案件については認定式を開催予定です。

■開催日時：令和7年12月22日（月）10時30分～11時00分（開場9時30分）

■開催場所：東京都千代田区永田町1-6-1

中央合同庁舎第8号館4階 410会議室

■取 材：詳細は国土交通省ウェブサイトをご確認ください

【<https://www.mlit.go.jp/pressrelease.html>】

《NIPPON 防災資産》

本認定制度は、認定された防災資産を通じて、住民一人一人が過去の災害の教訓や今後の備えを理解することで、災害リスクの自分事化を図るとともに、主体的な避難行動や地域の防災力の更なる向上につなげていただくことを目的としています（参考1：「NIPPON 防災資産」の認定制度について）。

今回の認定にあたっては、全国の流域治水協議会※等を通じて抽出された防災資産の候補案件を対象に、有識者による選定委員会（参考2：第2回選定委員会メンバー）での審議を経て、「優良認定」・「認定」案件を内閣府特命担当大臣（防災）及び国土交通大臣が認定を行いました。

（※流域治水協議会：関係する河川管理者、都道府県、市区町村、企業等が参画し、流域治水を推進するための組織）

➢ 詳細は「NIPPON 防災資産」に関するウェブサイトをご確認ください。

【<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>】

＜取扱い＞

＜配布場所＞近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

＜問合せ先＞

■「NIPPON防災資産」認定制度について

近畿地方整備局河川部 河川計画課 課長 ^{にし ひろき}西 広樹、課長補佐 ^{ひらた もとき}平田 元気

電話：06-6945-6355

■「津波・高潮ステーション」について

大阪府西大阪治水事務所 防災対策課 課長 ^{つじうち たけし}辻内 健、課長補佐 ^{かみの あきこ}紙野 彰子

電話：06-6541-7772

第2回 NIPPON防災資産 (近畿地方整備局管内)

別紙 1

【優良認定】

名称	活動 拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
津波・高潮ステーション	大阪府 大阪市	室戸台風等の高潮、 将来発生が想定され る南海トラフ地震に よる津波	三大台風による過去の高潮被害を伝えるとともに、今後発生が予想される南海トラフ地震での津波災害を体感できる施設となっている。津波・高潮に精通した館内ガイドによる解説を行い来館者に対して災害の事実と教訓を伝えるとともに、学習カリキュラムに含めた校外学習の場として毎年小中学校の団体等を受け入れるなど、継続的な防災教育の取組を実施している点などが特に優れている。

➤ 詳細は「NIPPON 防災資産」に関するウェブサイトを御覧ください。
【<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/bousai-shisan/index.html>】

2025

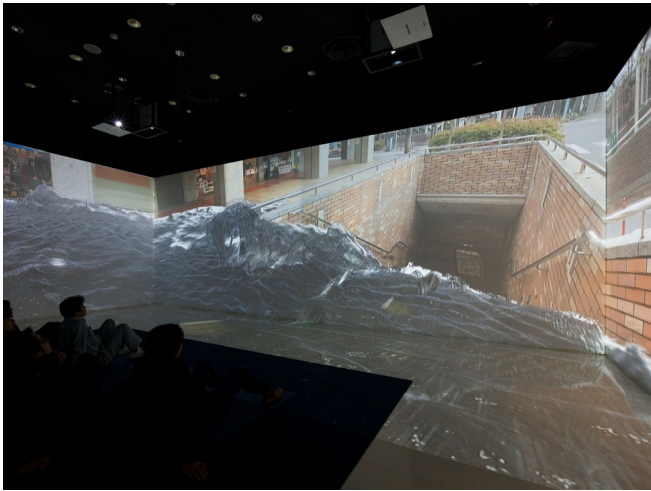


優良認定

第2回 NIPPON防災資産

津波・高潮ステーション
大阪府

「津波・高潮ステーション」外観

南海トラフ地震での津波災害を体感できるシアター
「ダイナキューブ」

継続的な防災教育（例：小学校の校外学習受入れ）

(写真提供：津波・高潮ステーション)

優良認定のポイント

- 三大台風による過去の高潮被害を伝えるとともに、今後発生が予想される南海トラフ地震での津波災害を体感できる施設となっている。
- 津波・高潮に精通した館内ガイドによる解説を行い来館者に対して災害の事実と教訓を伝えるとともに、学習カリキュラムに含めた校外学習の場として毎年小中学校の団体等を受け入れるなど、継続的な防災教育の取組を実施している。

津波・高潮ステーション
公式ウェブサイト
二次元バーコード

第2回NIPPON防災資産 選定委員会

○委員名簿

氏名	所属
----	----

井嶋 猛	全国地方新聞社連合会会長 (新潟日報社 執行役員東京支社長)
------	-----------------------------------

大知 久一	一般社団法人 日本損害保険協会 専務理事
-------	----------------------

(委員長) 佐藤 翔輔	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
-------------	--------------------

徳山 日出男	一般財団法人 国土技術研究センター 理事長
--------	-----------------------

(敬称略、五十音順)

第1回 NIPPON防災資産「優良認定」

赤枠: 近畿管内の認定案件

No.	名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
1	洞爺湖有珠火山マイスター	北海道洞爺湖町	有珠山噴火災害	「洞爺湖有珠火山マイスター制度」を2008年より運用し、持続可能な人づくりの仕組みができており、教育旅行の受け入れをはじめとして他地域からの観光客等に対するガイドを通じて、他地域への災害伝承や地域防災の取組の紹介等に積極的に取り組んでいる点が特に優れている。
2	3.11伝承ロード	青森県 岩手県 宮城県 福島県	東日本大震災	「教訓が、いのちを救う。」という明確なコンセプトのもとで、東日本大震災関連の震災伝承施設をネットワーク化することで防災に関する様々な取組や活動が数多く実施されている。また、官民一体で「東北復興ツーリズム推進ネットワーク」を設立し、外国人も含めた旅行教育の訪問先となり「東北復興ツーリズム」を推進している点などが特に優れている。
3	嬬恋村・天明三年浅間山噴火災害語り継ぎ活動	群馬県嬬恋村	天明三年浅間山噴火災害	嬬恋村鎌原地区では、現存する天明三年浅間山噴火災害の遺構において「火山災害と復興」を実現できる場づくりに取り組んでいるところであり、地域住民による語り部活動の他、周辺関連団体・施設等と連携した行事等が行われている点が特に優れている。
4	えちごせきかわ大したもん蛇まつり	新潟県関川村	昭和42年8月羽越水害	村の大蛇伝説と交えた水害を伝承するまつりという形で、50年以上前の災害に関する活動が現在も継続されている。まつりのシンボルとなる大蛇の長さは、羽越水害の発生日にちなみ、82.8mと設定され、村の中学生全員が参加し、事前学習を通じて、まつりの開催の意義を学んでいる。令和4年8月の大雨では早い段階で住民自らが避難を開始するなど、まつりへの参加を通じて、過去の水害と今後の備えの意識が地域へ深く浸透している点が特に優れている。
5	阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター	兵庫県神戸市	阪神・淡路大震災	当該センターでは、阪神大震災における体験談を交えた展示や体験できるコーナーが充実しているとともに、語り部ボランティアによる講話（被災体験談）、気軽に参加できる語り部ワークショップ、小中学生等を対象にした防災セミナーが多く実施されている点が特に優れている。
6	和歌山県土砂災害啓発センター	和歌山県那智勝浦町	平成23年紀伊半島大水害	平成23年紀伊半島大水害の被災者が自身の被災体験で学んだ教訓を伝承するため、手書きの紙芝居を製作し、語り部活動を多く実施していることや県内外の自治会や自主防災組織、行政団体等を対象とした団体啓発研修等にも積極的に取り組んでいる点が特に優れている。
7	稲むらの火の館	和歌山県広川町	安政南海地震	津波の恐ろしさを伝えるだけでなく、施設展示にて、様々なシチュエーション（町中を歩いている時、車を運転している時等）での対処方法がまとめられており、地震津波から身を守るための知恵が示されている。また当該施設を拠点とする広川町日本遺産ガイドの会により、町内小学生を対象とした「ごりよう語り部ジュニア」講座が開催されるなど、次世代への継承に努めている点が特に優れている。
8	広島市豪雨災害伝承館	広島県広島市	平成26年8月豪雨	当該施設ができるまでの経緯・過程に、被災者の苦労や、未来への伝承への思いが詰まっているとともに、被災者・住民の一体感と強い思いが伝承館の誕生に繋がっている。施設の運営も被災者が行うなど、住民・地域主導での研修会などの取組がされている点が特に優れている。
9	四国防災八十八話マップ	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	四国における全ての災害	四国防災八十八話マップは4県の教育委員会を通じて小中学校等に配布されているとともに、当該マップの配布に加え、現地探訪やオンラインツアーの実施、効果検証（PDCAサイクル）により学習方法や普及啓発ツールの開発・支援を継続している点が特に優れている。
10	黒潮町の防災ツーリズム	高知県黒潮町	南海トラフ地震による津波災害（想定）	避難行動をとれば助かるという意識改革（津波避難放棄者ゼロ）に向けて、官民が一体となって防災のワークショップを何度も繰り返しながら、浸水区域内の全町民の避難カルテを作成し、それに基づいた避難道や津波避難タワーの建設、避難訓練に取り組んでいる。防災ツーリズム（宿泊型夜間避難プログラム等）を通して、自ら考え行動する力を身につける防災学習の場を提供している点が特に優れている。
11	熊本地震 記憶の廻廊	熊本県	平成28年熊本地震	当該回廊型のフィールドミュージアムでは、被災経験者であるガイドや語り部が展示内容や震災遺構の解説を行うほか、語り部講話も実施されている。また、58箇所の震災遺構を周遊しながら、防災行動や備えについて学習するプログラムも実施されている点が特に優れている。

第1回 NIPPON防災資産「認定」

No.	名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
1	奥尻島津波館及び奥尻島津波語り部隊	北海道奥尻町	平成5年北海道南西沖地震	平成5年北海道南西沖地震の体験や復興に関する専門的な知識や経験等を有する語り部隊が、災害に強いまちづくりのノウハウの提供や、子供たちの防災意識向上を目的とした総合学習への活動に積極的に取り組んでいる点が優れている。
2	厚真町震災学習プログラム	北海道厚真町	平成30年北海道胆振東部地震	厚真町在住の被災経験者に加え、町内の高校生も語り部活動に加わっており、地域の観光協会・教育委員会等が連携してガイドコースを作り、定期的にガイドの勉強会を実施するなど、災害伝承に係る活動を風化させない地域に根ざした継続的な活動が実施されている点が優れている。
3	栗駒山麓ジオパーク	宮城県栗原市	平成20年岩手・宮城内陸地震	「自然災害との共生と豊穡の大地の物語」の理念のもと、日本最大級となる地すべり地形をほぼそのまま保存し、複数のモデルコースにて、栗駒山麓ジオガイドが創意工夫を行いながら現地案内を行っている。災害をテーマとしたジオパークとして、防災意識の向上へ資する活動を継続的に実施している点が優れている。
4	信濃川大河津資料館を拠点とした地域活性化の取り組み	新潟県燕市	信濃川における水害全般	横田切れ等の大水害を乗り越え、川との共生を模索してきた新潟の地域防災の原点として、近代から近年の新潟の災害の事実、挫折や失敗、苦労などの教訓を発信している。見学の受け入れやガイド、防災教育等を通じて、洪水被害を乗り越えてきた先人達の想いや苦労を感じ、自分たちがすべき行動を考えてもらう取組を地域と連携しながら進めている点が優れている。
5	土岐川・庄内川流域治水ポータルサイト	愛知県名古屋市	土岐川・庄内川における水害全般	当該ポータルサイトでは、子供が防災や流域治水について学ぶために使える教材、教員用ガイドや学習指導・発問計画、ワークシート等の提供など、流域治水に関心をもってもらうきっかけとして、楽しみながら理解促進、深い学びを提供している点が優れている。
6	福知山市治水記念館	京都府福知山市	昭和28年9月台風第13号等	治水記念館は明治期の治水対策が施された家屋を改修しており、当時の水害対策設備が展示され、建物そのものが過去の水害の教訓を語り継ぐ歴史的な資料となっていることや被災者の体験談の映像が残され放映されている点が優れている。
7	坂町自然災害伝承公園	広島県坂町	明治40年、平成30年7月豪雨	展示されている映像資料の中に被災者や救護者の体験や証言があり、語り継いでいくべき出来事として、防災意識を向上させる内容となっている。また、他自治体や民間団体の研修ツアーの開催や町内の小中学校とも連携しながら、防災教育に取り組んでいる点が優れている。
8	乙亥会館災害伝承展示室	愛媛県西予市	平成30年7月豪雨	展示施設は、発災後から生活再建に向かった取組の軌跡を時間軸に沿って辿り、復興までの歩みが分かりやすくまとめられている。また、市民の語り部による野村町内の被災現場案内や、体験談の伝承活動など、地域を巻き込んだ防災減災学習に取り組んでいる点が優れている。
9	雲仙岳噴火災害記念館	長崎県島原市	雲仙・普賢岳噴火災害	雲仙・普賢岳噴火災害に関し、施設として出典の明らかな史料が保管されているほか、それらを活用し、火山防災に関してわかりやすく学ぶことができる展示を行っている。また、その施設を拠点として語り部による講話、定点ツアーなど様々な災害伝承活動が行われている点が優れている。
10	念仏講まんじゅう配り	長崎県長崎市	万延元年（1860年）土砂災害	江戸時代に発生した災害を契機に開始し、現代まで160年以上継続していることのほか、昭和57年7月豪雨（長崎大水害）において該当地区で犠牲者が発生しなかった実績があるという点において優れている。
11	大分県災害データアーカイブ及びフィールドツアー	大分県大分市	大分県における全ての災害	当該デジタルアーカイブでは、災害の情報として当時の写真（県公文書館、新聞記事）や報道機関が所有する映像も含まれており、災害リスクをリアリティーをもって理解することが可能となっていることに加え、大学生への防災教育も兼ねながら、大学と連携したコンテンツの拡充が継続されている点が優れている。

第2回 NIPPON防災資産「優良認定」

【優良】 6件

No.	名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
1	いのちをつなぐ未来館における震災伝承活動	岩手県釜石市	東日本大震災	無料館内ガイドに加え、有料の館内語り部、防災リュックワークショップ、安否札作りワークショップ、防災ウォークラリー、防災運動会など、幅広い年代に応じた「楽しく学べる体験型のプログラム」の提供を行い、高い評価によるリピーター増により年々参加者数を伸ばしてきている。震災伝承施設運営者の創意工夫により、市内外に独自の防災教育を発信し、防災意識の向上を図る取組を継続的に進めている点などが特に優れている。
2	東日本大震災津波伝承館	岩手県陸前高田市	東日本大震災	被災した実際の消防車両や橋梁、被災の現場を捉えた写真、被災者の証言映像などの記録を通して、事実をリアリティとともに伝え、行動をおこす動機付けにつながる展示を行っている。また、スキルの習熟した解説員を常駐させ、修学旅行、観光旅行、社員研修等、多くの来館者、団体に対して震災の事実や教訓を伝え続けている点などが特に優れている。
3	気仙沼市東日本大震災遺構・伝承館	宮城県気仙沼市	東日本大震災	被災した気仙沼向洋高校旧校舎を「ありのままの姿（折り重なった車、破壊された校舎等）」で震災遺構として現状保存、公開し、地震や津波の恐ろしさを強いインパクトで伝えている。また、防災減災体験プログラム（語り部ガイド、防災セミナー）により継続的に災害の教訓を伝え続けているとともに、地域の語り部メンバーと協力しながら、地元中高生の語り部ガイド育成に取り組むなど若い世代への継承にも取り組んでいる点などが特に優れている。
4	いわき震災伝承みらい館	福島県いわき市	東日本大震災	「いわき語り部の会」と連携して活動し、館内で実施する定期講話に加え、ガイドツアー、出張講話、オンライン講話など多岐にわたる語り部活動を展開している。また、語り部の資質向上のため年2回の研修の実施や若年層を対象とした新たな語り部の発掘など積極的な取組を行っている点などが特に優れている。
5	天竜川総合学習館「かわらんべ」	長野県飯田市	昭和36年6月洪水	親子で参加し三六災害を伝えていく講座、身近な災害痕跡を巡る防災ウォーキング、災害時の避難生活の模擬体験など、多岐にわたる独自の防災学習プログラムや防災イベントを企画している。水災害の発生しやすい伊那谷の自然、防災に関する知識・備えについて理解を深める多様な活動を、地域を巻き込んだ形で実施している点などが特に優れている。
6	津波・高潮ステーション	大阪府大阪市	室戸台風等の高潮、将来発生が想定される南海トラフ地震による津波	三大台風による過去の高潮被害を伝えるとともに、今後発生が予想される南海トラフ地震での津波被害を体感できる施設となっている。津波・高潮に精通した館内ガイドによる解説を行い来館者に対して災害の事実と教訓を伝えるとともに、学習カリキュラムに含めた校外学習の場として毎年小中学校の団体等を受け入れるなど、継続的な防災教育の取組を実施している点などが特に優れている。

第2回 NIPPON防災資産「認定」

【認定】 4件

No.	名称	活動拠点	対象災害	選定委員会での選定理由（参考）
1	学ぶ防災	岩手県 宮古市	東日本大震災	津波の痕跡が残る田老の防潮堤や津波遺構「たろう観光ホテル」などを案内する防災ガイド事業を通して、津波災害の記憶と教訓を現地に訪れる人々に伝えている。定期的な研修によりガイドのスキルアップを図っているほか、小学生から大学生までの遠足、修学旅行、研修旅行として、多くの学生を受け入れ、地域の重要な防災教育の教材として活用し、継続的な取組として実施している点などが優れている。
2	三条市水防学習館	新潟県 三条市	平成16年7月洪水 平成23年7月洪水	二度の大水害の教訓を伝えるため、リアリティのある記録や写真の展示のほか、水害降雨再現シアター等の体験型の施設を導入し、防災教育の効果を高めている。また、近隣自治体の教育委員会、旅行会社とも連携し、被災者の体験を聞く講座、水没車水圧体験、車ウィンドウ破壊体験など幅広い多様な防災教育プログラムを提供している点などが優れている。
3	大垣市輪中館及び 大垣市輪中生活館	岐阜県 大垣市	大垣市における 水害全般	輪中地域の実際の建物や当時の生活の様子に触れることで、洪水と戦ってきた地域の歴史や先人の知恵を学ぶことができる。防災教育の一環として、県内外から多くの学校団体の見学者を受け入れ、治水の歴史と水災害に対する防災の重要性を伝えるとともに、輪中を巡るイベントや体験講座等を通して、輪中地域の生活文化や歴史、先人の取組を学び、後生に伝えていく活動を行っている点などが優れている。
4	木曾三川輪中 ミュージアム	岐阜県 海津市	海津市における 水害全般	歴史民俗資料館として開館以降、輪中のなりたちや工夫、河川改修の歴史を、明治時代に築造された木造の樋門など貴重な資料をもとに伝えている。県内外から多くの学校団体の見学を受け入れるとともに、遠隔地の学校に対してオンライン授業を行い、「低い土地の暮らし」について、治水の歴史と水災害に対する防災の重要性を伝えている点などが優れている。